

第14回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年12月13日（金）9:30～12:00
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、大田弘子（議長代理）、翁百合、佐久間総一郎、松村敏弘、森下竜一
 - （専門委員）川本明、久保利英明、小林三喜雄
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官、仁林企画官
 - （関係団体）日本ベンチャーキャピタル協会副会長、株式会社TNPパートナーズ
代表取締役社長 呉雅俊氏
日本ベンチャー学会 同志社大学大学院総合政策科学研究科
客員教授杉田定大
 - （文部科学省）豊岡高等教育局国立大学法人支援課長
 - （内閣官房）情報通信技術（IT）総合戦略室 瓜生参事官、濱島参事官
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 事業者からのヒアリング
「日本におけるベンチャーキャピタルの現状と課題」
 - 2. 文部科学省、事業者からのヒアリング
「国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等」
 - 3. エネルギー関連の重点的フォローアップ事項について
 - 4. IT関連の規制改革事項について
 - 5. 重点的フォローアップ事項 ビックデータビジネスの普及について
 - （閉会）
5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻になりましたので規制改革会議第14回創業・IT等ワーキング・グループを開催いたしたいと思っております。

皆様方には御多用中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は大田議長代理に御出席いただいております。

なお、圓尾専門委員は御欠席でございます。

本ワーキング・グループの事務局を務めます、規制改革推進室次長の大川でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、まず安念座長から御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○安念座長 おはようございます。本日は大臣始め、政務の方々公務のため御出席ではございませんので、代わって私が御挨拶をさせていただきます。

本日は大田代理始め、委員の皆様、専門委員の皆様には御多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は創業に関連した項目として、日本ベンチャーキャピタル協会副会長からの御講演と、国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等の2項目について議論をいただきます。

さらに重点的フォローアップ事項としてのエネルギー関連の規制改革事項の進捗についても御議論いただくことになっておりますが、そのほかビッグデータ等の関連もございまして、相当盛りだくさんな項目になっております。

日本再興戦略においてもうたわれているとおり、ベンチャー投資、再チャレンジ投資の促進は重要な取組課題でありまして、当ワーキング・グループとしても、あるいは規制改革会議全体としても大変重要アイテムであると認識しております。本日も大胆、率直に御議論を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大川次長 どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様にはここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては議事概要を公開することとなっておりますので、御了承願ひます。

以後の進行は安念座長にお願ひいたしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○安念座長 どうも大川次長ありがとうございました。

それでは、早速議題1に入ります。日本におけるベンチャーキャピタルの現状と課題と題しまして、日本ベンチャーキャピタル協会副会長、株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長の呉雅俊様より御講演をいただきます。

では、呉様にお入りいただけますか。

(日本ベンチャーキャピタル協会副会長、株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長
呉氏入室)

○安念座長 おはようございます。座長の安念と申します。本日はお忙しいところお越しをいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、早速でございますが、御説明をいただけますでしょうか。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長(呉雅俊氏) 皆さんおはようございます。恐れ入ります。今日はこのような発表の時間を設け

させていただきます、ありがとうございます。感謝いたします。

題に書きました日本におけるベンチャーキャピタルの現状と課題ということ、特に技術の産業化のためにということで副題をつけさせていただきました。

ベンチャーキャピタルといいますがいろいろなタイプがありますので、その中でも私はベンチャーキャピタルの社会的使命は、技術をいかに産業化して、新しい産業を発展させることだと思っております。そのために私事になりますけれども、私はTNPパートナーズという会社を2000年につくりまして、2000年から独立型のベンチャーキャピタルとして活動させていただいております。

先ほど今日の後ろのほうの資料を見させていただいたのですが、日本型ベンチャーキャピタルという話も後ろに出てくるのですが、どちらかと言うと日本では組織型あるいは大手企業の子会社という形でベンチャーキャピタルというのはほぼなのですけれども、私は独立系ということでチャレンジをして13年やっております。13年ベンチャーキャピタル業界にいる人間は実はすごく少ない。そのくらいベンチャーキャピタルの業界というのはノウハウが継承していかないといえますか、それが業界的には非常に問題だと思っております。

そして、ベンチャーキャピタル協会というのは、私が今の安達会長の前に会長をやらせていただきまして、いろいろな形で皆さんの御意見を伺った経験がございます。今日も実はベンチャーキャピタル協会の総会で大田先生が基調講演をさせていただいたのは夏の話でありまして、そのときに少し引っかけた言葉がありまして、無形固定資産への投資が日本は少ないと大田先生が発表されていたことで、ちょっとここはお話させてくださいと言ったのが今につながったと思っております。感謝いたしております。後でその辺は触れたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、今日書かせていただきましたのが事業化、産業化のために必要な仕組みということで、研究シーズを事業化・産業化しようというのはずっと課題として言われてきておりまして、それには私はこの4つが必要だと思っております。まずはベンチャー・エコシステム。これも2000年ぐらいからずっと言われてきていることでございます。産んで育てるという仕組みです。

もう一つはオープンイノベーション・プラットフォーム。これも自前主義からの脱却。これも10年ぐらいずっと言われていますが、なかなか進みません。これは実際にやってみてすごく難しいです。情報のコントロールが難しい。特に今あるものも明かさないし、将来何を考えているかという、各企業がそれをなかなか明かさない。直接それをやりとりすることは自分の会社でも難しいのに、それを外に持っていくというのは本当に越えなければいけない壁がいっぱいあると思います。NDAを交わす段階からあります。それは我々が入っていくことによって、それを解きほぐしてきたという例もございます。

もう一つ、ベンチャーの技術が大企業が使うということになると、もっと難しいです。そこには必ず投資というものとか信用というものが必ず発生するので、そこにおいて誰が

お金をつけるのか、ここまで誰がやるんだということはどこにもできない。そうすると我々ベンチャーキャピタルというものが中心になりながら、それを両方ひも解いてそこに持っていく、あるいはサプライチェーンまでちゃんとつくり上げないと、なかなかベンチャーとか新しい技術が物になっていくというのは難しいものがありますので、そこまで築き上げるような絵の描き方をしなければいけないと思っています。そのためにはペイシェント・リスクキャピタル、ハンズオン型ベンチャーキャピタルというものが必要だと思うのですけれども、これは何かというとスポット的にぽんと投資で、スポット的に支援をしてもだめなのです。それを継続的に支援し続ける、必要な資金を担保しながら流れの中で支援をし続けていくという粘り強いキャピタルの運営者が必要である。

そして4番目ですけれども、科学シーズの事業化・産業化のための人材の確保ということです。技術がわかっているだけではだめ。マーケティングがわかっているだけではだめ。金融がわかっているだけではだめ。この3つをうまくコントロールしながらそこに導いていく人。それは探しても多分いないと思うので、OJTを積みながらこういう人材を育てていくことが大事だと思っています。

その次のページです。技術の産業化。よく言われている話でここはやり尽くしているのですけれども、スタートアップ・アーリーからミドル・エクспанション、レーターに行くのにデスバレーという死の谷があります。越えなければならないものがあります。大体お金の話なのですけれども、レーターになれば大企業ができたものには手を出すのです。スタートアップ・アーリーはエンゼル投資だとか創業補助金だとか、あるいは今は官民ファンドと言われているのは、多分ここをずっとつなごうとされているのだろうと思います。

でも実はミドル・エクспанションというか、物にするまでのところのお金というのが非常にいっぱいかかって、なおかつ不確実なところなのでどこも投資してこない。ここがベンチャーキャピタルの活躍の場なのです。大体、今、大企業はレーターからもっとさらに右のほうに行っています。本当にでき上がったものでないとなかなかお金を出しにくくなっている。では官民ファンドだけでデスバレーが越えられるのだろうか。私は非常に不安といいますか、難しいのではないかと考えています。

といいますのは、このレーターに至るまでの間に価値というのはちゃんとマーケット価値を見極めた上で投資をして育てていかなければここまで行き着かない。よく大学さんともお話をします。研究所さんともお話をします。中に持って、中のままシーズを育てていくと、幾らかけてそれができたのか。これは我々から見たら、マーケット価値から言ったら非常に薄いものかもしれない。であるならば、ある程度のところで私はベンチャー化をしてください。外に出しましょうよ。外に切り出すことによってマーケットが決められるのです。

この技術はこういうビジネスモデルで幾らかけることによって、5年後、10年後に100億ぐらいの価値になるなど計算すれば、今は5億の価値ですね。それに対して我々は10%

取るのだったら2億出しましょう。先生たちあるいは大学の人たちに対してはプロフィットシェアを案分することで、それがお金として顕在化する。そうするとよく見えなかった価値が見えるようになった。その目指す方向が明らかになる。これがベンチャーキャピタルがやらなければいけない仕組みなのです。

ベンチャーキャピタルというのは何かというと、お金を出して育てていきますよという中で一番大事なのは、その過程過程における価値をちゃんと算定してあげる。その価値に見合うお金をつけて、価値に見合うような形で育て上げていくというのがベンチャーキャピタルの役割でございます。そのために先ほど言いました4つの要素が、我々ベンチャーキャピタルが実はコントロールしながらやっていくという状況をつくらなければ、なかなか日本での技術の産業化は難しいのではないかと。これをつくるのにずっと13年、努力をしてきております。

もう一枚めくってください。だから技術の産業化はとても難しいのです。だから今は目利きという言葉をよく聞きまして、これは私はよく否定するのですがけれども、やる前からいいものを選びすぐろうとするのです。その選びすぐると過去の実績とか信用力ということで調査をせざるを得なくなってしまう。大企業がついているから安心ですねとか、今は見えているから安心ですね。やはり選びすぐるとどうしてもイノベーションからだんだん遠ざかっていくわけです。技術の目利きはできます。ただ、事業の目利きというのは多分できないのです。いろんな形がある。いろんな形が出てくるし、いろんな人の感性が出てくる。なので多数の挑戦の中から大成功が出てくるので、やはり多様性の担保というのはとても重要になります。機会を与えること。正解はないですね。正解をつくりにくいのに機会を与える。多様な判断が本当はここでは求められるのだと思います。

そして、長期の資本です。赤字が続くのです。デスバレーを越えなければいけないのです。だから成功によっての経済効果が高いので、これを粘り強く長期支えていく資金が必要です。そして何と言ってもサポートシステムが必要です。

この3つの要素、目利きをする、選びすぐる、お金をつける、支援をする。どうもこれがばらばらに今、描かれている気がしてしょうがない。目利きをする人、お金をつける人、支援をする人。この3つが全てやるのが実はベンチャーキャピタルというピークルの役割でありまして、そのベンチャーキャピタル機能というのは、企業価値の創造をスペシャリティを持ってサポートする全く新しい金融機能なんだと私は定義しています。この機能を充実させていかなければ、技術の産業化というのはとても難しいのではないかと強く思っています。

ベンチャーキャピタルと言ってもいろいろありますと申しました。VCのタイプによる投資対象と判断基準の相違ということで、これはどちらが正しいと言う気はないのです。企業家的ベンチャーキャピタルと市場金融モデル、これはドラッカーが企業家的ベンチャーキャピタルが必要だと提唱しているところです。既存金融システムの中のベンチャーキャピタル、これは産業金融モデルと私は呼んでいますけれども、企業家的ベンチャーキャピ

タルはイノベーションを創出するものです。産業金融モデルはグロースなのだろうと思います。

例えば、技術の理論実証を確認して投資する。やはり普通のグロース型では概念事象ができているものを選んで投資する。2番目はキャッシュフローが見えていなくても将来可能性を評価するというのがイノベーションなのですけれども、どうも普通の企業感性から言うとキャッシュフローが見えているものを投資する。

過去の実績よりも将来を重視するか、過去の延長線上から将来を予測するか。この投資スタイルが非常に違うわけでありまして、特に同業他社の多様な価値判断を認めながらも主観的な判断によって投資していくというピークルが求められているけれども、今、ほかのベンチャーキャピタル、日本型になりますとどうしても同業他社の投資判断を確認しながら客観的な判断で投資していく。こういう思考になりがちなのです。これは画一性を求めてしまう。

企業家的ベンチャーキャピタルのほうが実はないと産業金融モデルも成り立たないのです。でもみんな産業金融モデルのほうに行くのです。これは何かというと確実性を求めるのです。私は企業家的ベンチャーキャピタルのほうが大事ですよ、イノベーションがあるから初めてグロースに行くんだ。ただ企業家的ベンチャーキャピタルのほうはそんなに大きなお金を使うわけではないのです。ここが官民ファンドがどうしても産業金融モデルに行きそうなので私は非常に心配をしています。両輪があって初めてイノベーションが成り立つので、企業家的ベンチャーキャピタルの投資を認めるそのピークルをもう少し強くしていかなければ、なかなか一貫通貫の支援はできないのではないかと思います。

もとに戻ります。ベンチャーキャピタルを発展させるために①とありますけれども、これはずっと言われている話でありまして、投資資金が圧倒的に日本は不足しております。あえてデータは出しませんが、頭に入っていると思います。それによって起きているのは、先ほど言いましたようにキャピタリストの経験不足です。13年この業界にいるというのは多分数えるぐらいしかいないです。どうしてもできなくなってしまうのです。13年いいときも悪いときもあるのですが、それに耐えながらやっていかなければいけないのですけれども、なのでここで民間投資が活況になるまでの過渡期は、公的資金の関与が必要なのではないかと思っております。これも随分議論させていただきました。ただ、やはりこんな危ないリスクのところは国がやるべきではないのではないかという議論が非常にあるのはよくわかっておりますが、今の民間の資金のみに委ねるのは非常に限界があると思っております。だから豊富な民間資金を引き出す起爆剤という形での国の関与のあり方というのを私どもは提案してきたつもりであります。特に研究開発を伴う科学技術駆動型の産業には、そういった補助金以外のマーケットを見据えたお金のつけ方が大事ではないかと思っております。

これも釈迦に説法になりますが、アメリカでSBICプログラムというものを民間が出す前に国がコミットをして、そこから民間ベンチャーキャピタルが活性化していったという歴

史があります。韓国などでは先に国が70~80%公的資金を出して行って、民間を後からついでこさせる。イスラエルのYozmaプログラムというのも有名な話であります。

では日本の施策はどうなっているか。法人版エンゼル税制は多分やられるのでしょうか。これは一歩前進だと思っています。昨日ベンチャーキャピタル協会でも発表がありましたけれども、ただ、1つ言えることは、これもファンド組成した後に税制優遇が認定されるというような立て付けになっているので、実はファンドを募集するときにこれは税制優遇されますよということでファンド募集することができないのです。だからなるべく立て付けの中で優遇をとれるものがあつたら、それを先に優遇OKと言っていたかかないと、我々はお金を集める者が、私はそれをセールストークに使うことができないので、そうすると呼び水になるというには、もう少し一歩かなという感じで、これも提案したいと思っています。これが第一歩だと思います。

先ほど言いました、官民ファンドが多様性を持ったチャレンジを促せるようになっていくのか。新聞発表しか我々の目には入ってきませんが、それを保守的に運用するという形になるとどうしても先ほどの右側にならざるを得ない。毀損しないということになるかしれませんけれども、本当かどうかわからないです。私の経験でいくと右側でやっても毀損するものは毀損するという話ですので、そこはポートフォリオの中でやっていくという形にしないと、本来の役割が果たせないのではないかどうか。そこで一番心配なのは多様性です。誰か1人の人が全て判断するということが一番危ないので、多様な判断を促せるような立て付けにならないかなと思っています。

年金資金の一部をPE・VC投資への割り当て。これも議論が進んでいると聞いております。アメリカあたりは年金が動く前に国が動いて、それでベンチャーキャピタルを育てた後、年金が動いたというのは多分、歴史的にたどるとそうなっているのですけれども、恐らくこれは動いてくるのだと思います。ポートフォリオ投資というのは当たり前の世界ですから、その中にPE・VCが入っていくというのは時間の問題だろうと思っていますが、1つここで言いたいのは、やはりアメリカが年金を動かしたときにはインベストUSAという合言葉があつたのです。アメリカの産業を育てるために将来の年金を使うんだという合言葉があつて、これはぜひ日本でもインベスト・ジャパンということで、日本の技術を育てるためにそこにリスクをとっていくんだという、この声はかき消さないでいただきたいと思っています。

あと、国のマッチング枠の拡大はできないか。中小企業基盤整備機構さんが今、中心でやられています。50%のマッチング。非常にあそこがないと今の日本のVCはもっとひどかったと思います。ここはいい制度だと思っていますが、50%までなのです。過渡期においてはこの割合をもっと増やすことは考えられないだろうか。特に民間が出た部分において、民間の投資を促すならそれ以上、もう一歩前に出ていただけると、もっと民間のほうは出しやすくなるだろう。特に今回、我々もお世話になりましたけれども、海外企業とのマッチングをいろいろやったのですが、国が先ではないかと皆さん海外から言われるので

す。日本は国が後から出てくるので、こちらにコミットしてくださいよということでやっているのですけれども、やはりそこら辺を民間が出しやすくなるような形の一步を踏み出していただくということは、ずっととは言いません。本当に民間を活性するまでの間のところができないだろうかと思います。

もう一つ、最後のページですけれども、今までのお金がないというのはずっと言いつくされてきていることなのでよくお分かりになると思うのですが、価値評価の問題というものを挙げてみました。投資は融資より劣後するので銀行は投資には非常に悲観的です。融資していけない会社に投資してはいけないだろうということで、銀行からベンチャーファンドに出てくることは今ほとんどないです。何でかということ、確かにそのとおりなのですが、アップサイドがないのです。投資は劣後する。だめだけれども、うまくいったらばもっと全部を取り返す。これは銀行ではそれを評価するものが金融の中にはないものですから、投資は劣後するので出てこない。イグジットして初めて利益になる。途中の利益がないのです。

日本企業は先ほども出た無形固定資産への投資が少ないというのは、これはソフトウェアぐらいしか多分会計基準上、認められていないのだと思います。問題になりますのれん代の償却というのはベンチャー学会さんですとか、ベンチャーキャピタル協会も言っているのですけれども、日本ではM&Aのときに純資産以上の価値のものはのれん代として5年で償却します。この償却負担が物すごく重たいのでなかなかM&Aが出てこない。本当なのだろうかというのは一理あると思いますけれども、この間の富士通総研の湯川さんが出していたレポートが、IBMとGoogleが成長期にはどんどんM&Aを買収していった。そのときのれん代がずっと積み上がっているのです。これは日本と同じ基準でやると利益は40%以上上がっていたということなのです。これは非常に興味深いことが出ていたのですけれども、とにかく企業の成長期というのはその無形固定資産を評価しながらやっていくしかないわけなので、それを日本だと5年均等償却ですよというふうにしているものですから、買収したらその効果が出る前にどんどん利益が目減りしてしまう。これはのれん代の償却、でもそれだけの問題ではなくて、のれん代の償却を語るということはどういうことかということ、減損会計に当たるわけです。日本の資産の減損だと。赤字企業へ投資すると減損させられてしまうから企業は投資しません。これもそのとおりなのです。今、言いましたように研究開発型のベンチャー企業は純資産を食い潰しながら、インタンジブルアセットの価値を上げていく。それは評価できないものですから減損。なかなかベンチャーへ投資できません。これも一理あると思います。

私たちがもっと直面しているのは、ベンチャー企業は赤字が続いていくと、特に製造業です。生産設備を持たないと商談もできないのです。なので生産設備を持ちます。これは赤字なのです。減損対象になるのです。そうすると投資してもすぐに減損と、どんどん価値を下げていく。果たしてそれは正しいのだろうか。インタンジブルアセットをどう評価するかという議論をさせたほうがいいのかなど。ベンチャーキャピタルは将来可能性に向

けて投資をします。日本も97年前までは研究開発費というものを繰延資産に入れていたのですけれども、これが会計基準の変更で一気に損金計上するようになった。B/Sは健全化されたということはあるかもしれないですけれども、将来価値の評価というのは非常に客観的なことを認められます。

IFRSの中で考えられていますIPEVガイドラインというのは、欧米で使われている無形固定資産及び未公開株の評価においては主観的であることは明確だと示されているのです。恣意的であってはいけない。日本はどうしても客観的基準を求め過ぎると、これはゼロになるのです。今ないものは、その主観的な基準を認めて、恣意的であってはいけない。将来価値の評価。それはのれん代とか物に置きかえていかなければ知財で経済活性化しようとする国が、その知財を評価全くしないというのは非常におかしな話ではないかと感じています。

それがその下に書きましたけれども、有限責任投資組合法と金融商品会計基準、この違いなのです。我々ベンチャーキャピタルは有限責任組合法で縛られています。有限責任組合法では評価は時価としなさいと書いてあるのです。時価とは何か明確に書いていない。時価にしなさい。我々も時価の論議をするわけです。こういうような形で我々は時価として考えますということを示して、そのとおりに処理していくのですが、金融商品会計基準になりますと、純資産には近づくのです。将来可能性を見るのですけれども、当初の事業計画とある。当初の事業計画から乖離していくと、そこも減損対象になる。事業計画は常が変わってよくて、それが常に価値形成の可能性があれば超過収益は認めるべきなのですけれども、当初の事業計画という言葉が非常に引っかかれています。これは多分、恣意性をなくしたのですが、あくまでそこに行き過ぎるとゼロになってしまう。

ですからこれは全て未公開株の評価、のれん代の償却と評価、減損会計というのは全部リンクしているので、1回こら辺の弾力的な運用というものをもう少しできないだろうかと思っております。それがないと、なかなかベンチャーキャピタルがつけたお金の評価。次に続けるためには価値が上がっているんだということをどうか示していかなければいけない。そういうことによってこのM&Aをもっと活性化させるとか、投資を活性化させるということにもつながっていくのではないだろうかと思っております。ベンチャーキャピタルは大田先生とお会いしたときからはかなり実は環境はよくなってきております。IPOはとても高くなってきている。これは間違いのないところでございますけれども、この科学技術を産業化するということにまだ行けていないのです。その技術を評価して価値をつけていくためには、もう一歩違った観点の中でのインキュベーションの感性が必要なのではないかと思っております。

あえてこちらの表に書かせていただきましたけれども、イノベーションを促す投資というのは、現存の感覚ではなくて違った形でのベンチャーキャピタルをどんどん輩出すること。それと次の資料に出ていますけれども、日本型ベンチャーキャピタルという銀行等々がやっているところ以外のベンチャーキャピタルをきっちり育てていくという形がないと

両輪が回ってこないと思っておりますので、その辺はぜひ御考慮いただいて、独立系のベンチャーキャピタルをどんどん育てていくということを何とか政策的にきちんとやらなければと思っております。

私の発表はこれで終わらせてもらいます。ぜひ皆さんからの質問等々をお受けしたいと思います。ありがとうございました。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、どうぞ。どなたからでも結構です。

○川本専門委員 ありがとうございました。

いろいろな論点を出していただいて、今日これから議論する大学のベンチャーキャピタルの話だけではなくて、今後、規制改革会議としても取り上げていただけたらいいなとも思うような課題も出していただいたと思います。

1つ私からの質問は、先ほど先生はベンチャーキャピタルの機能、VC機能の充実が必要であり、その中核が技術の市場価値を決めてあげることだとか指摘されたと思います。全く賛成なのですが、逆に今、大学の中にそういう機能はなかなかないし、世界のどこを見ても初めからそんな機能がある大学はないのではないかなと思うのですが、その点についてどうでしょうかという、これが第1点。

第2点は、またいろいろ複数のベンチャーに詳しい先生方からお話を聞いていますと、ギャップファンディング、すなわち、民間のベンチャーキャピタルが投資を判断できる材料、クリティカルな材料を提供するためのリサーチへのファンディングの話があります。つまり科学技術の論文を書くためではなくて、事業化をするに当たって投資家の判断に必要な、しかし、同時に科学技術の研究の続きとか、追加的にやってもらべき研究、そういったところへの資金拠出です。そこがデスバレーを超えるときが一番クリティカルなところで、そここのところにもっと資金を供給すべきだという御意見が多いように感じます。その点についてどう思われるかということと、そのファンディングについては民間、いわゆるリターンを求めるような話なのか、それともいわゆるグラント的に、助成金的に考えるべきなのか。ギャップファンディングをどう考えたらいいか、御意見いただければと思います。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） ありがとうございます。

まず価値の機能はないというのは多分ないのですけれども、正しい答えは多分ないのです。複数に任せるべきであって、この会社、このベンチャーキャピタルは10億と言った、ここは5億と言った、4億と言った。これは正常なのです。どちらを選ぶという話だと思うので、一番問題があるのは1つのことに限定することが私は非常に難しいと思っています。

大学さんあたりでもスタンフォードさんなんかは直接的、間接的に株式を保有するので、直接、間接、直接持つものでファンドに出すものとか幾つかファンドを並べておいて、有

利な条件でちゃんとやってくれるところにそのシーズを出せばよいわけですから、やはりそこがポイントだと思うのです。正しいことを1個求めようとすると間違ふということなので、大学のファンドの話もここで言っているかわからないですけども、私は複数に分かれると思います。大学で1つ作りますよというのは、私は一番もしかしたら危険かもしれない。それはそれであってもいいのです。それがグラントにつながるわけです。

ギャップファンドが必要だと言われる方はいっぱいいるのですけれども、私はギャップファンドが必要だと言われる方は、それを受け継いでくれるベンチャーキャピタルがあること前提で考えていますね。ないのです。何でかという、アメリカでギャップファンドが出てきたのはいろんな役割があって、その中で切り出したらここが出てきているわけなので、全体がないのにここだけつくっても、やはりここがないですねということに跳ね返るしかないのではないかと。ギャップファンドはどこまでつなげるか、大企業までつなげるんですかという、そこまでのお金がないですから、ではグラントなのかリターンを求めると、やはりそのステージによって違いますね。ちゃんと後ろのほうでベンチャーキャピタルが機能しているのだったらグラントで構わないと思います。そのシーズを評価するベンチャーキャピタルがあるのだったら。ないのだったら、そこまでのギャップファンドというか、そこまで守備範囲を広げていくことが必要かもしれないですけども、全体の中でのお話だと思いますので、その中に答えはないです。そんな答えでよろしいですか。

○川本専門委員 結構です。

○安念座長 森下委員、どうぞ。

○森下委員 ありがとうございます。

これはおっしゃるとおりで、いかにVCを育てるかというのが実は一番重要だと思うのですけれども、特にスタートアップのときの支援するベンチャーキャピタルがいるということが大事だと思うのです。

その観点からいくと、重要なポイントの1つは国のマッチング枠の拡大で、50%というのは一応原則になっていますけれども、例えば沖縄なんかは1対3とか、一部特例で75%ぐらいまで国が出す制度がありますよね。そういう形で例えばスタートアップのときの体制のベンチャーファンドの資金を国が出すというのも1つあるかなという気がするのです。

もう一つは、先ほど大学のファンドに関して複数がいいのではないかと。例えば100億あればこれを20億ずつ5社に預けるみたいな考え方もあるかと思うのですけれども、そういう大学の中で出すファンドをVCの育成にも向くような方向で考える。そういったものはどうなのですか。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） まさにおっしゃるとおりだと思います。マッチング枠は多分広げていただければいろんな形になるという動きができるかと経験が積めるので、そこにつながると思います。

大学は、私は大学だけのお金でやるのではなくて、そこに企業なり何なりのお金がついて、ファンドを持ったベンチャーキャピタルがあらわれて全然構わないと思っていますし、大学の中だけなのか、大学の中だけよりも、もっとネットワークが実は広げてそれに関連するところまで投資は何割か持ってもいいとか、そういうことはオープンイノベーションプラットフォームと言いながら、やはりここだけという話にどうしてもなりがちなのです。大学のお金は大学で使わなければならないとあって、大学のために何割かを使うと、その大学のためのというのは直接的にも間接的にもあり得るわけですから、そういうフレキシビリティを持ちながら多方面に出していくというほうが健全な投資マーケットができると思いますし、それを動かしたいベンチャーキャピタリストはいると思います。

○森下委員 もう一点いいですか。何で日本ではアーリーを育てるベンチャーキャピタルが育たないのですか。この話も10年、20年前からずっと議論していますが、なかなか育たないですね。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） そうですね。ただ、私の立場で言うと、お金を預けてくれる人がいないのはVCが悪いのではないかという話になるのですけれども、やはり経験を積みながらやっていかなければいけなくて、私たち心あるVCはみんな業界を去っていつているわけです。でも本当の意味で、自分でジャッジして、自分でやれるようなVCがあったかという、多分そうもなかったのしょうね。それはやはりスタートアップ、私がベンチャーキャピタルをつくったときは奇跡的にできたわけですが、それで今は3個目のファンドができたというのは、それなりのつらい思いもしながら粘り強くやりながらやってきたわけです。そういうものを育てていこうというのはありながらも、そういう制度は実はなかったと思っています。

○滝座長代理 戦後の文化芸術に対するいわゆる寄附の美学といいますか、そういうことも抑え込んでしまったような教育も含め、日本は本当に情けない状態にあると思います。他国とは本当に桁が違いますね。私の場合もそうでしたが、若い時はまず基盤となる仕事をつくり、その後自分でやりたいことに入っていくしかない。しかし、それが40代に入ってからでは人生の半分の時間しかなく、やりたいこともやれないではないですか。そういう意味で本当にエンジェルの精神というのがないのはもったいないですね。日本人は優秀な民族なので、すから。

○安念座長 大田議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 ありがとうございます。

このベンチャーキャピタル機能を発展させるための①というところをもう少し具体的に伺いたいのですが、日本版SVICなど何度も何度も政策の舞台に上りますが、リスクを評価する人がいない。ベンチャーキャピタリストと言うのか、まず第1ステージでリスクを軽減してやって、成功したらまた次のステージのリスクをとるのを助けてやるという、そのステージごとのリスクを評価する機能をもつために、具体的にどうすればいいか、政

府がかかわるときに何かいい方法があれば、あるいはこれを取り除けばいいということがあれば伺いたい。それから、官民ファンドがたくさんできていて、危ないと思っているのですけれども、この官民ファンドはいいとか、何か個別に思っておられるのであれば教えてください。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） どうすればいいというのは非常に難しいのですけれども、こう言うとまた一部から怒られてしまうかもしれないですが、独立系のベンチャーキャピタルって本当に自分で組織に属さないで自分たちでやろうよというファームを出てきたらば、そこに国のマッチング、先ほど森下先生言われたように国のマッチングを普通つけてあげるように積極的にやるというのは言っていたと思います。逆にそういうやつらは怪しいと言って大体お金は出ないのです。昔怪しかったやつもいっぱいいたんだと思うのですけれども、どうしてもそれはどこどこ銀行の系列のVCですよ、どこどこですよと言うと、ここはお金が出るのです。

○大田議長代理 それはマッチングさせるときに公募か何かをして。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） それでもいい。手を挙げてやりたい人をちゃんとやれるかどうかというのは、これは当然審査すべきだと思います。でも、だんだんそういうふうにやりますよということも中小機構さんも言われている部分が事実でできているのは、やはり組織型ベンチャーキャピタルの限界。どうしても組織型は先ほどの産業金融モデルに行かざるを得ないのです。組織でジャッジするとなると。企業家的ベンチャーキャピタルをやれるというのは本当に自分で責任を持つようにしないとジャッジメントできないのです。あのジャッジをするのは本当に簡単ではないですよ。それこそ本当に身の細る思いでジャッジメントしていくわけですから、それをやる覚悟のある人間をちゃんと育てる。その人間のスキルは経験値を積み上げるしかないのです。だめなやつは辞めさせればいわけなので、だから私は6割持っても、ファンド6割国が持ってもいいと思うのですけれども、だめだったら説明責任、結果責任を果たせなかったらだめと。そうやって輪を広げていくというのが本当はあるべき方法かもしれません。そんなに大きなお金はかからないかもしれない。

もう一つ、具体的な官民ファンド、いい悪いというのは、実は私たちに官民ファンドがどうなっているか全然わからないので、そこは言えないのですけれども、ただ私が思うのは、投資判断というのは1つではないんだということで、それはどういうふうに分散しながらイノベーションを起こしていくような形のファンド運営をされるのかということだけはすごく気にしています。1つのジャッジメントするボード、目利きボードが昔よくありましたね。そういう人たちがここで全部決めるんですよと言うと、ちょっと心配だなと。そのポートフォリオの中をどういうふうに捉えられるかということは少し心配しているということで、とどめさせてください。

○安念座長 翁委員、どうぞ。

○翁委員 今の官民ファンドのことでお伺いしたいのですけれども、先ほど御心配されていた産業金融モデルになると困る。そうならないようにするためには、一つ一つの案件でプラマイを判断するのではなくて、ポートフォリオ全体で見るという考え方自体は多分やろうとはしていると思うのですけれども、そういうポートフォリオマネジメントみたいな考え方を大学発のベンチャーキャピタルに官民ファンドを入れることについて、それはポジティブに評価されるのかどうかということが1つです。

もう一つは、人材をどうやって育成するのか。それは現場で育てていくしかないのだろうと思うのですけれども、具体的にどういうふうにすればそういった人材を育てられるのか。それはどこにおいても、官民ファンドであっても、民間であっても必要だと思うのですが、そこについて何かお考えがあるかということが2つ目です。

もう一つは、通常の場合、今、ベンチャーキャピタルとのエグジットというのは、M&A、つまりどこか関心のある企業が買うというようなスタイルは多いのでしょうか。IPOというのはアメリカと比べると少ないのではないかと思うのですが、そのあたりの環境の違いというのは何なのか、出口のあたりについて何かお考えとか感じておられることがあったら教えていただきたいです。

○大田議長代理 関連していいですか。2つ目の人材のことで、翁さんも関与された産業再生機構のときに、企業再生にかかわる人材がどっとふえて育ったのです。何かそういう仕掛けができないかなと思うのですけれども、何かお考えがあれば。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） ありがとうございます。

まず大学のファンドのポートフォリオをポジティブに捉える。それができるのだったら。そういう点では産業金融モデルか企業家的ベンチャーキャピタルかというのはモラルハザードをどこに置くかなのです。逆に企業家的ベンチャーキャピタルのほうをやれという、投資しないことがモラルハザードになって、産業金融モデルのほうにいくと損することがモラルハザードなので、やはり明確に目的が違うんですよということはわかった上でやらないと、どうしても産業金融モデルのほうに行きたがるというのは私たちも人間ですから、なかなかわからないのですけれども、それをやっていないということ、こういう投資を進めていないということがモラルハザードなんだと強く打ち出せば、企業家的ベンチャーキャピタルのポートフォリオはできると思います。

人材の話からいきますと、おっしゃるとおりなのです。私は今、考えているのは大学とかいろいろ回ってしましてシーズはある。これは私たちがビジネスモデルを書くのです。誰がやるのという話に必ずなるので、これは今、募集しようと思っています。大企業なんかいて、今、リストラ部屋があって問題になっているところに訪ねて行っているところで、そういうところでやりませんかと言いながら、とにかくそういうやりたい人の輪を今つくろうかなと思っていて、でもそれにはお金がなければだめなのです。滝先生が言われたように、昔は苦勞したというあれなのですけれども、どちらかと言うと大企業が

出てくる、大企業にいればリストラ部屋にしようが幾らかもらえるわけなので、それを引っ張ってきてただでやれと言われても絶対にやらないので、ある程度のこれだけの評価とこれだけの年数で、こうなればこうなるよということを絵を描きながらそこに引っ張っていくというようなことを今やろうかなと思っています。

再生の人材が育ったというのは、再生のファンドが面倒を見たからそこに来たわけですが。それがベンチャーの中にはそれはない。だって私たちも今の中でベンチャーキャピタルを考えても大変なのに、ベンチャー企業だとお金集めが大変ですからなかなかそこをやろうという人間が出てこないものですから、何かを担保してあげないとそこに人が動かないだろうと思っています。これが2つ目。

3つ目、エグジットですけれども、まさに日本はIPOです。IPOがほとんど、IPO狙いが多いです。それはなぜかという、どうしてもM&Aの価格がなかなかつかない。安いのです。日本の大企業はなかなか買ってくれないのです。それが先ほど言ったのれん代の長期化の問題、価値の問題というのは私は多分1つはあろうかと思うのですけれども、どうしてもIPO志向になります。その中でも技術のブレークスルーは私はM&Aであるべきだと思うので、そこら辺はもう少しこれから変わってくるのかなという気はしています。

○安念座長 ちょっといいですか。日本の大企業がなかなかベンチャー企業のM&Aをしないというのは、私も多分そうだろうと思うのですが、それは税制とか会計が主たる問題だと思いませんか。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） 一部だろうとは思いません。主たるではないかと思えます。

○安念座長 主たる問題はどこにあるとお考えになりますか。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） アメリカの例も調べたのですけれども、やはりアメリカで買われているのはPOCの確立、概念実証がちゃんとできているのです。ネタが。日本はそこに行く前で止まってしまうということが多いので、なかなかだから買っても買いにくいのかなと。

○安念座長 単純にまだ買い物としての姿になっていないということですか。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） まだなっていないというのはあるかと思えます。そこまで、アメリカの場合は1桁違うM&Aですね。だからそこまでお金はかかっているわけです。逆に言うと買われるほうも。研究費含めて。それがちゃんとでき上がっているものだから、それなりのバリエーションで買っていくということはあって、日本はそこまでいけていないと思えます。

○安念座長 滝座長代理、どうぞ。

○滝座長代理 アメリカの場合だとほとんど優秀な人がアントレプレナーのようなことをしていますね。お金だけではなくて、技術者の起業に対してだったらCF0みたいなものをくっつけた形で支援する。そういうものの見方でビジネスモデルを構想するではないですか。しかし、日本の銀行はお金がある人にしか貸さない。アメリカ的な判断能力がない。そこ

が抜本的に違っていて、結局、価値観がないからだめだと私は思うのです。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） 画一的な判断、客観的な判断をするとそうなりますね。

○滝座長代理 本当にそう思います。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） そのとおりです。だからそういう人材も恐らく会社をちゃんと売る人もいますのです。こうやれば売れるということまで持ってきて、やれる市場を持ったCFOというのを、これもやりながら育てるしかないです。それを探してもいないですから。ただ、チャンスはあるのです。これは日本の大学とアカデミアには本当にいい技術が眠っていると思うので、そこをチャレンジするということをもう一回促す。それは先ほど言われたように何を担保するかという話なのです。ある程度その辺は資金というものがそこに入ってこない、それは担保できないのではないかと思っている。それを言うと甘やかし過ぎるなという話もあるのですけれども、その微妙なモラルハザードの部分をコントロールしていかなければ、これはできてこないと思っています。

○安念座長 小林専門委員、どうぞ。

○小林専門委員 どうもありがとうございました。

今、お話を聞いていて、まさにこれは企業内での商品開発と全く同じパターンでありまして、我々の中でも専門家の育成というのは非常に難しい。特に社内では確かなニーズがあり、企業の場合には後ろ盾として売り上げの利益で何年も長い時間かけられるので、その点は全然違うのですけれども、それでもなかなか目利きがある人をまず探し出すということは難しく、ある程度長い時間かけて育てなければいけないし、こだわって頑張れる人でないとだめなのです。最後は社内でのネットワーク、応援を得られるような人、この場合ですと外部のファンドを持ってこられるような人でないとだめなので、これは今、我々にとっても非常に大きな問題なのです。特に大学にはこういう人はまずいるとは思えません。ですからある程度企業でこういうことを経験した人なんかをうまくある一定の期間でも、何とか部屋ではなくて、もう少し現役の人に近いところでうまく当てはめないと成功にはいかないのではないかと非常に思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） おっしゃるとおりですね。だから日本の企業も一旦やめてからまた帰ってくるとかあまりできないですからね。やめたらやめるのもつらいと思うのですけれども、その辺は雇用制度のお話までいってしまいますので、だから私はその辺の夢を描かせることだと思っているのです。成功したらこうなる可能性があるよという、先ほど価値をつけると言ったではないですか。研究者はお金ゼロなのです。ゼロで今、私たちはベンチャーキャピタルに5億の価値をつけて2億出しますよと言ったら、残りのシェアを研究者に渡せば3億の価値を自分で持つわけです。これがうまくいけば何十億にもなります。なければゼロなのだけれども、事前に手金を出していないのです。研究成果を評価してあげればいいで

すから、そういう形でのインセンティブと、あとはサポートシステムって結構、今、サポートしたい人はいっぱいいるので、その人たちをうまく使って、我々としてもそれを短期間に、言われたように時間がかかるのはもったいないですから、それを今までの経験値か何かで短期間でそれをやっていって、だめならすぱっと切り離して次に行くというような形ができるのが、左側の投資をしてベンチャーキャピタルがついていたほうがやりやすいのです。そういう世界のほうがいいのではないかと考えています。

○安念座長 しかし、おっしゃるように、ベンチャーキャピタルだけではなくて企業内だって、R&Dをやっているところは必ずデスパレーがあるわけです。研究開発やっている人間は、営業で外回りをやっている人のパースペクティブは全く違うのだから、その間をつなぐのは至難の業であって、それは組織の外であろうが中であろうが本質的には同じことだろうと思うのです。そこで小林さんいいことおっしゃったのだけれども、その橋渡しができない人を例えば御社で離さないでしょう。そういう人がもし社内になれば。

○小林専門委員 ただ、それは時間的に繰り返して成長していきますので、成功の経験のない人はだめなのです。これは非常に大事で、何度もトライすることで経験させるとこういう人は育つのです。それとやはり素養が大事なのです。

○安念座長 何回も経験するというのは最初のうちは必ず失敗するのだから、その失敗する間を我慢するそのつなぎの金が要するということですね。要するに。

○小林専門委員 そのとおりです。

○安念座長 同じことは本当に10年は言い続けていますね。

○日本ベンチャーキャピタル協会副会長・株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長（呉雅俊氏） 言い続けています。本当におっしゃるとおりです。ベンチャーキャピタルは成功、失敗を繰り返して体験できるのです。だから絶対的な調査というのは失敗の数なのです。物すごい失敗していますから、それがノウハウになっています。そこをうまく本当言うとしたほうがいいのですけれども、失敗した人がこの業界からどんどんいなくなっているということは、失敗の体験も積み上がらないし、10年間成功も余りなかったですから成功体験もないという話になると、またこれは途切れてしまうので、やはりずっとつなげ続けていくというような形のインフラが絶対に必要だと思います。

○安念座長 よろしいですか。まだいろいろお話は尽きないのですけれども、ほかにも今日の議題はございます。

今日は本当にお忙しい中ありがとうございました。

（日本ベンチャーキャピタル協会副会長、株式会社TNPパートナーズ代表取締役社長
呉氏退室）

（文部科学省、日本ベンチャー学会関係者入室）

○安念座長 それでは、よろしいですか。続きまして第2議題、国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等に移らせていただきます。

まずは文科省さんとベンチャー学会さんにお越しをいただきました。

それでは、文科省さんから御説明をいただきましょうか。

○文部科学省 文部科学省の国立大学法人支援課長の豊岡と申します。どうぞよろしくお願いたします。

今日、私からは資料2-1「国立大学法人等による出資範囲の拡大について」の資料に沿いまして御説明を申し上げたいと思います。

1 ページめくっていただきますと、国立大学等の出資制限緩和に係る最近の提言等とございます。国立大学法人による出資については、これまでTLO、技術移転機関に関することに限られていたわけでございますけれども、お手元の1ページのように国立大学法人の出資制限の緩和につきましては、教育再生実行会議の第三次提言あるいは閣議決定でございます日本再興戦略、また、教育基本法に基づきまして策定をされました第二期教育振興基本計画、こういったもので国立大学による大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする制度改正が求められてきたところでございます。

2 ページ、国立大学法人等による出資範囲の拡大というところでございます。今、申し上げましたように出資の制限の緩和の背景といたしましては、このページにございますように、我が国が経済成長による富の創出を図っていくためには、民間資金、多様な人材、優れた技術力など、我が国の潜在能力を引き出し、新たな需要や市場といった社会的価値を創出することが不可欠であること。また、そのためには大学における研究活動の活性化や研究成果の活用を図ることが極めて重要だとの認識があるものと理解しております。

特に大学発ベンチャーに関しましては、大学の研究成果の実用化を中心的に担っていただいております。新規産業の創出を先導することが期待されております一方で、大学発の研究開発を進展させる上での技術的な課題でありますとか、経営面での課題克服のためのノウハウ、人材の不足あるいはこれらを支える資金の不足といった課題に直面しているという現状があるものと認識しております。

このような課題を克服するために、今般、臨時国会で成立させていただきました産業競争力強化法の中で、国立大学法人が経営ノウハウを有する人材が確保されていることといったことなど、一定の要件を満たすベンチャー支援会社等に出資を行うことを可能とする制度改正を行っていただいたところでございます。

3 ページ、制度改正の概要を図示しております。図の中で右側中ほどに赤の点線で囲った部分がございます。認定特定研究成果活用支援事業者と書いてございますが、これがいわゆる大学発ベンチャー支援会社でございます。国立大学の技術に関する研究成果をその事業活動におきまして活用する大学発ベンチャー。これに対しまして経営上の支援ですとか資金の提供を行う事業を実施しようとする大学発ベンチャー支援会社につきましては、その計画を、その上になりますけれども、認定という文字がございますが、文部科学大臣及び経済産業大臣に提出をいただきまして、計画が適当である旨の認定が受けられるということにしております。

次に、その左側に認可という文字が青でございますけれども、今、申し上げました認定

を受けました大学発ベンチャー支援会社に対しまして、国立大学法人は文部科学大臣による認可を経て出資を行うことができるということにしております。黄色く国立大学法人等から出資という矢印が出ておりますが、この認可を経て支援会社等に対して出資ができることになっております。

国立大学法人から出資を受けました大学発ベンチャー、支援会社でございますが、図の左下でございます大学発ベンチャー等に対しまして、黄色い矢印で書いてございますが、経営上の助言とか、資金の供給等の支援を行うとともに、国立大学法人は今度ベンチャーの上に国立大学法人になって、緑の矢印でございますけれども、大学発ベンチャーに対して共同研究その他の連携を行うことにいたしております。

この大学発ベンチャー支援会社には新事業の立ち上げのプロフェッショナルなど、経営ノウハウを有する人材を確保することといたしております、大学発ベンチャー支援会社はその専門性を生かして経営上の判断を行って、最終的な支援案件の選定は、この大学発ベンチャー支援会社の責任のもとで行われるということになってございます。

一方、国立大学法人は出資をするだけということではございませんで、大学発ベンチャー支援会社あるいは大学発ベンチャー企業と組織的な連携を行うことにしているわけでございます。大学発ベンチャー支援会社に対しましては、例えば大学の保有するさまざまな研究シーズを提供することで、案件の発掘支援ということもございまして、この技術の評価に関する情報の提供といった案件を審査評価する上での支援といったことを行いますとともに、左下の大学発ベンチャーに対しましては、共同研究あるいは技術支援を通じた支援を行っていくということでございます。

今、申し上げましたように、今回の制度改正は従来、大学発ベンチャーの支援の課題ということで、すなわち技術面の課題ですとか、経営面の課題ですとか、資金面の課題が指摘されておったわけでございますが、こういった課題を克服するために、国立大学による高度な技術支援を基盤にしながら、経営ノウハウを持った人材の確保された大学発ベンチャー支援会社によりまして経営面、資金面の支援を一体的に行うというところに特徴がございまして。これによって大学発ベンチャーの創出、発展につなげていこうというものでございます。

出資の見込みにつきましては1ページ戻っていただきまして2ページの一番下でございますけれども、今年1月の24年度補正予算で国から国立の4大学が出資を受けております。現に事業化を見据えた共同研究に取り組んでいるわけでございますが、ここには東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学、この4大学が予定されております。

4ページ、先ほどの図の中で大学発ベンチャー支援会社の計画の認定とか、あるいは国立大学による出資の認可を行うということを申し上げましたけれども、その認定認可に当たりましては資料の4ページでございます、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議でお取りまとめをいただきました、官民ファンドの運営に係るガイドラインを踏まえて行うことといたしております。ガイドラインには右側の段にございますように5つ、①～

⑤で官民ファンドの運営全般に係る事項ですとか、投資の体制及び決定過程に関する事項、ポートフォリオマネジメントに関する事項、民間出資者の役割に関する事項、監督官庁及び出資者たる国と各ファンドの関係に関する事項といった5項目をもとに、具体的な34のチェック項目が盛り込まれてございます。このチェック項目を含むガイドラインを踏まえて、今後、認定認可の手続を進めてまいりたいと思っておりますけれども、なお、この関係閣僚会議のもとに幹事会というものが設置されてございまして、資料の4ページ右側の構成員の中ほどにございますけれども、この幹事会におきまして四半期ごとを目途に体制の整備状況ですとか運用状況等について検証が行われることになってございます。

5ページ、文部科学省におきましても国立大学法人評価委員会の中に、産学共同の研究開発による実用化促進のための出資に関しまして、有識者からなります官民イノベーションプログラム部会というものを設けてございまして、この部会で詳細な制度の設計の御検討、また、事業のフォローアップなどを行うことといたしております。

文科省からは以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、ベンチャー学会から杉田先生にお願いできますか。

○日本ベンチャー学会 おはようございます。杉田でございます。

日本ベンチャー学会の大学の先生は、文科省さんを前にしてお話をするのは難しいので私が代表して、私はもともと役所のOBで経済産業省におりまして、ここにいらっしゃる何人かもよく存じ上げていますけれども、今日は恐らく今、ベンチャー周りとか大学の中でこれが一番問題になっていまして、基礎を支えていることは表にはなかなか言いにくいものですから、今日は私が代表して意見を言わせていただこうと考えているところでございます。

お手元に資料2-2というものがございまして、ここに私どもベンチャー学会でまとめた緊急提言、こちらは規制改革会議のほうに4月の段階でお出しさせていただいているものでございます。この緊急提言の中に実は今回の大学ファンドにかかわるものとして、2ページに資金調達手段の多様化ということで公的年金基金の運用等々、ここにVCにもつながるようにという話と、2つ目に官民ファンドとしての代表的な産業革新機構がベンチャー投資の機能を十分に果たしていない。産業革新機構にファンド・オブ・ファンド型のベンチャーキャピタル経由のベンチャー投資を促進させる必要があると書いてある。

それから、お手元の資料でいきますと4ページ目の6の2つ目のポツのところに、これがいみじくも今回のファンドに関わるものでございますが、大学の出資機能の強化、POCファンド、あるいはGAPファンドや給与・人事制度の規制緩和を促進すべきであるということを書かせていただいております、このPOCファンドというのはいわゆる特許を取るまでのファンドでございます。試作品は要りません。概念設計をやる。それから、GAPファンドというのの特許の取った後、試作品をつくっていく。実際にお客さんにこういうものができました。このGAPとはどういう意味かということ、将来はダーウィンの海があるのですが、

その前にはどうも死の谷があつて、ここでみんな大体ベンチャーは死んでいくわけでございますけれども、その死の谷を越えていくためのファンドという形でありまして、そういうものを大学の機能強化の中で考えていくべきではないかということ、実は今回の緊急提言で出すと書いてあります。

それから、実はぜひこれはお願いしたいことですが、ぜひまたの機会、私どもほかにもいろいろこの緊急提言で挙げているテーマがございまして、政府調達の問題とか、別途の機会をいただいてまた意見開陳の場を設けさせていただければありがたいと思います。

中身のほうに話を入らせていただきます。お手元の資料の意見というものでございますが、資料2でございまして、こちらで私ども今回のベンチャー投資ファンドについての考え方を示させていただいております。私は一応ベンチャー学会、関西ベンチャー学会の理事でありまして、同志社大の客員教授をやっています。この中でベンチャーとか知財の話をしておりますものですから全く知らないわけではないです。それから、もともと初代の新規産業課長、ベンチャー担当課長をやったものですから、そういう経験も生かして今回説明させていただきたいと思います。

私どもベンチャー学会としての基本的なスタンスは2ページ目でございます。国立大学法人等による出資の範囲の拡大については、我々は歓迎しております。しかし、その手法について十分精査が要るのではないかと考えております。産学連携や大学発ベンチャー政策などの過去の失敗例や、特にTL0とかいっぱい失敗をしてきています。その失敗から学ばないとこれはだめなのではないか。それから、成功事例もあります。そういうものから学ぶべきだ。それから、ほかの支援政策との連携を図るべきだと。特にしっかりとした制度設計をしないと、私も大学に入ってみてよくわかったのですが、非常にファジーな組織の中にこういうお金にまつわるものを、それも1,000億という大金をまつわることには十分なチェックを一方でするとともに、かなりフレキシブルに民間のノウハウ、経験、大学周りの産学連携の人たちの経験を十分に使う必要があるのではないかと考えている次第であります。

お手元の3ページ目でございますけれども、これは我々仄聞するところというものでございますが、これは文科省さんのお立場とどうあれするか。こういうものがあるものですから、なかなか4大学関係者はここには出てきにくかったということもありまして、コンフィデンシャルな状況もあるので、私ども仄聞するところによるとという前提でございます。ですから後で文科省さんから訂正いただくところがあれば結構でございます。

我々は聞いている範囲でこういう形になっています。国立大学法人の中で本来、一種のインベストメント・コミュニティ的なものが恐らく事業化委員会なるものでしょうか、こういうものがつくれ、それを役員会なりあるいは幹事、経営社会がチェックをするという非常に考えられる話ですね。それから、国立大学法人から出資をベンチャーキャピタル会社、我々はジェネラル・パートナーと従来呼んでおりますが、いわゆる投資先を決める会社です。それから、その投資先を決める会社が組成をする投資事業有限責任組合、い

いわゆるリミテッド・パートナーと呼んでいる組合でございますけれども、こういうものをつくる。双方に出資をすると聞いております。リミテッド・パートナーには全額、それから、こちらの出資について私どもよくわかりません。仄聞するところでは議決権の3分の2以上を保有するのではないかという話を聞いておるわけでございます。こういうものでそれぞれ民間のファンドに出資をしたり、それぞれのベンチャーに出資をするというメカニズムになっています。

次のページであります、実はその前に7ページを御覧いただきたいと思うのですけれども、今の制度だとどういう問題が起こってくるかということが少しここに論点として挙げております。1つは大学と投資業務の隔離をどういうふうに担保するのか。特にベンチャーキャピタル会社と投資組合双方に出資するということであると、GPに対する直接出資あるいは人的関係というのは本当にこれでいいのか。普通、ベンチャーの常識ではGPに回す。所詮、投資家が出資するとせいぜい1%とか、そういう形でやって議決権に大きくかわることは普通はしないものでございます。その中でガバナンスが本当にどうつくられるのかというところをちゃんと議論すべきではないか。それから、ファンド会社が国立大学法人の連結対象になるのかどうかということです。あるいは先ほど文科省さんからお話がありましたが、官民ファンドの運営のガイドライン。これは申しわけございませんが、我々から見ると一律で書いてある。いわゆる産業革新機構からPFIファンドからベンチャーファンドまでふえて一律で書いてあるものですから、かなりベンチャーはベンチャーで特殊性の問題がありますから、ここで言うところのポートフォリオマネジメントというのは本当にこれでなじむのかどうか。もう少し考えなければいけないのではないかと。

それから、本ファンドの投資は通常のVC投資ではなくて、大学の研究開発の死の谷を乗り越えるものとして、我々としてはGAPファンディングの機能をぜひ持たせるべきだと。このニーズは高うございます。皆さん大学で特許までは取ってきていますが、実際に試作品をつくるまで至らないものですから、そのところでぼろぼろみんな死んでいくということでありまして、そういう意味ではそういう機能を持たせるためのファンドとすると、実はファンドの期間も従来の7年とか10年とかいうよりは少し長めにするとか、そういう工夫が要るのではないかとございまして。投資目的としてはVCあるいはPEなどの投資につなぎ、呼び水の機能を果たすことに重点を置き、投資回収については従来のIPOモデルではなく、いわゆる店頭公開を目指すのではなくて、Trade Saleとかバイアウト、カーブアウトのように既存の大企業にある程度ライセンスするとか、セグっていくという工夫が必要なのではないかとございまして。

そこら辺の図面を9ページから書いてございまして。我々の焦点の当てているところの今回の焦点として死の谷、右側の図でございまして、この死の谷を乗り越えていく。スタートアップからアーリーに行って、その先のエクспанションに至るまで、ちょうどこのところが資金量が枯渇してくる部分でございまして。

一方で緑の点線が必要資金でございましてから、ちょうどこのギャップを埋めるというの

で我々はGAPファンディングと呼んでいるものです。こういうところに焦点を当てるべきだと。

次のページでございますが、これはイギリスの成長ステージに応じたリスクキャピタルの供給のシステムでありまして、ここのところのビジネスエンジェルとベンチャーキャピタルの間とか、ビジネスエンジェルからIPO市場に至る、ここら辺のところ、ちょうどスタートアップ、アーリーから成長につながるここの部分が我々の焦点を当てているところでありまして、イギリスでもここはかなり手厚くセカンドのエクイティギャップの拡大とかこういうものがあるものですから、そういうための対応策としてエンタープライズキャピタルファンドをつくる。地方ベースのクラシックVCがベンチャーキャピタルを応援するというをやっているところでございます。

その上でここにありますように、特にイギリスの場合はマネジメントバイアウトとか、こういうIPOというよりはどちらかと言うと我々のシステムに近くて、トレードセールスをするとか、そういうことをやっているわけでございます。

11ページ目でございますけれども、これがアメリカの大学の中で大体使われている、基本常識として言われているものでございますが、これを見ていると非常によくわかるのですけれども、黒丸が書いてあるところがユニバーシティギャップファンディングプログラムというところでございまして、これはトランスレーショナルリサーチ、ちょうどこれは事前の調査みたいな形です。ベーシック研究と応用研究をつなぐ間の調査をお考えいただける。そういうところからProof of Conceptというのは概念実証でございます。いわゆる特許を取るところまでこれはやる。物はつくっていません。それから、Business Formationに至るところがちょうどこれが試作品をつくってビジネスに、あるいはマーケットにどう出すのか考えていくところでございますが、ちょうどここにアメリカの大学のファンドは今、置かれているところでございます。

それで参考2-1と2-2を見ていただくと、アメリカのVCと日本のVCの構造がもともと違うというのがおわかりいただけます。これはですから今の大学だけの問題ではなくて、日本の割とVCの基本的な構造問題というふうにつながるところでございます。

アメリカの場合はリニアなモデルに基本的にはなっておりまして、何がリニアかというと、いわゆる年金を中心とする機関投資家とか事業会社がリミテッド・パートナーシップのもとに、いわゆる有限責任のベースのもとに一定の割合出資を行って、その出資をしたものをジェネラル・パートナーと言われるベンチャーキャピタル会社が投資を行うという形で、これは非常にリニアになっているのですけれども、日本の場合はなかなか複雑になっていくのは、いわゆる機関投資家とか事業会社がリミテッド・パートナーとしてVCに出資をするわけでありまして、一方、審査とか何かのところにインベスティメント・コミュニティに積極的にかかわって口を出すという形式が結構多うございます。そうすることによって、当然案件形成と運用の部門で、あるいは審査の部門で利益相反が起こしやすい。これをもろ今回のファンドは引きずるのではないかと我々は危惧をしているところで

ございまして、ぜひとも最後に課題でございしますが、8ページを御覧いただきたいと思えますけれども、今後の課題として検討されている官民ファンドの組成を抜本的に組み替えるべきではないか。これまでの産学連携の成果を生かすとともに、失敗からも、特にTL0。今、生き残っているTL0は立派なTL0でございしますが、私も責任の一端があるのですけれども、TL0法をつくるときにはちょっと手伝いまして、それから、知財本部にいるときは実はTL0をちゃんと整理すべきだと言って、各府省に対して、文科省、経済産業省に対して是正を指示したわけです。そういう意味では我々も経験してきていますから、同じ過ちを繰り返さない。今回4大学に区切っているというのは、そういう意味ではべらぼうに大学にTL0をつくってしまったから、それも失敗だったわけです。

もう一つは、過去のノウハウ。せっかくベンチャーキャピタルとかTL0とか産業連携のノウハウがありますから、そのノウハウを使わずして何するものぞと。実際に今、いろいろな大学、東京大学、阪大、京都大学、いろいろ聞いてみまして、東北大を聞きましたが、恐らく一部の大学を除いてほとんどいわゆるプロの人たちとのアクセスが今回のファンドはされていません。大学でかなりグリップされて案件組成をされようとされているところでは、大丈夫かなと思っている次第でございまして、特にここにございますように、例えば東京大学で言えば東京大学のエッジキャピタル、東北大学の東北イノベーションキャピタルといったところ。あるいは阪大のバイオサイトキャピタルとかございますし、そういうところとどううまく連携するか、そういうノウハウをどう使うのかということが大事ではないか。

もう一つ大きな問題は、TL0のときにも問題になったのですけれども、やはり投資先の経営者をちゃんと大学の先生なんて人にやらせるのではなくて、プロの人、あるいはマネジメントチームをリクルートして張りつけるということも、あわせて必要ではないかと考える必要があります。

それから、1点だけ。実は立ち上がりのおきに一番大事なものは、我々は政府調達だと思っています。私は実は、おとし日経新聞経済教室に書かせていただいたのですけれども、政府調達を活用して何とかベンチャー企業をどう育てられないかということをもっと真剣に考えていただいたらいいなと思っています。

民間企業に、大企業にどんどんベンチャーを使えと言っておきながら政府は何をしているのかということでありまして、日本版SBIRなるものがございしますが、単なる補助金でございまして、イギリス、アメリカの場合は政府が試作品等々の段階からお金を出し、共同研究をやって、いいものであればちゃんと政府が買い取るということ。イギリスでは国防省がウェアラブルなコンピューティング、配線システムを持った服をつくっていました。これで兵隊さんは2キロ、3キロ軽くなって活動できる。この軍用のウェアラブル・コンピューティングはまた民生にも転換できるとか、あるいはNHS、ヘルスサービスですね。いわゆる厚生省は院内感染の防止の検査機器をベンチャーと一緒にやってつくって、それを調達するというのをやっていました。ぜひともこのSBIRとか、いろいろもろもろの政策

が相まってでないかと大学ファンドも生きてこないのではないかと考えます。

以上でございます。ありがとうございました。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、どなたからでも結構でございます。

○森下委員 ありがとうございます。

まず文部省さんにお聞きしたいのですけれども、出資という表現をされていて、これがファンドに対する出資なのか、会社に対する出資なのかというのが明確でないと思うのです。これはどの程度まで決まっているのかわからないのですけれども、ある新会社をつくって、そこが行うということを前提で考えているのか、それとも既存のVCに新しいファンドをつくって、そこへ出資をさせるというイメージなのか、そこをまず明確にしてもらえますでしょうか。

○文部科学省 資料2-1の3ページで図を書かせていただいております。御指摘のところはここにございます認定特定研究成果活用支援事業者、これがいわゆるベンチャー支援会社と申しあげましたけれども、ここに対する出資の具体的な中身だと思えます。

こういうふうを考えております。各大学でそれぞれの大学発の技術の事業化というものを図っていくことがございまして、ここの事業者は国立大学から出資を受けるということと、もしこの支援事業者がファンドをつくるということになりますと、このファンドについても認定認可という手続を経て、その出資を行うことができる。まずですから会社に対する出資と、その会社がつくるファンドに対する出資と、その2パターンを想定いたしております。

○森下委員 今回、拡大自体には非常に賛成なのですが、今の話を聞いていると、新しい会社ができるのが大前提で、その会社に出資した上でそこがつくるファンドに出資をするというのが聞こえるのですが、その理解で合っているのですか。

○文部科学省 はい、そのように想定しております。

○森下委員 でも、杉田さんがいる前と言うのもあれですが、前あった大学のTL0をつくって失敗したのと同じことにならないですかね。要するに大学の意向が強過ぎて、結果的に言うとお金がお金が消えてなくなるのではないかという懸念を非常に強く持つのですが、なぜそこで新会社でないといけないのですか。そこがまずよく理解できないのですが。

○文部科学省 先ほど冒頭でも申しあげましたけれども、ベンチャー支援がさまざま直面している課題として、技術面の課題とか経営面、人材とかノウハウ、それから資金という課題があるということで、今回はそういった課題を乗り越えるために国立大学法人の技術力をベースとしながら、この会社にはこの図の中にありますように、新事業立ち上げのプロフェッショナル等ということがございます。大学は宝の山といえますか、さまざまな技術を持っておりますし、また、日々生まれておりますけれども、それを事業化していく上での経営ノウハウというものは、残念ながら大学に期待することはできないのではないかと。

では、会社の中にそういった新事業立ち上げのプロフェッショナル等の専門的な人材を

確保して、投資判断はその専門家にやっていただくことにしながら、大学が技術面で先ほど申し上げたような支援会社に対するサポートを行います。また、大学発ベンチャーに対しても共同研究その他の連携ということで支援をするということで、大学と事業者が一体となって、そういったベンチャー支援の課題を克服するプラットフォームにしていきたいという考えで、このようなイメージを持ってございます。

○森下委員 考え方はすごい理解できるのですが、私が聞きたいのは、なぜここで新しい会社が必要なのかということなのです。要するに既存の会社なりを公募で委託なりしてもいいのではないかと思うのですが、今の話だと大学にグリップする新しい会社ができないとこの事業は進まないというふうに聞こえるので、その必然性が全く理解できないのです。

○文部科学省 そこはこの大学が会社に出資をいたしまして、会社のいわば株主となるわけですが、そこは大学がこの会社をグリップする趣旨といたしますのは、投資の決定を大学が行うという趣旨ではございませんで、専門家の投資判断で投資は意思決定されるということですが、その活動がこれは官民ファンドということで公的な性格を帯びたものとしてやってございますので、その会社がその趣旨に沿って行われているかどうかということも大学としてはグリップしていただく。投資判断はこの会社で行うということでございます。

○安念座長 それはちょっと失礼ながら御説明になっていない。なぜ新しい法人をつくらなければならないのかということなのです。それは既存の会社でもいいわけですから、公的な性格を帯びた当事者に判断をしてもらわなければいけないのであれば、既存の会社の中でそれをちゃんとやれるところを公募すればいいだけの話であって、新しい法人をつくらなければならない理論的な必然性がないというのが森下氏の御質問だと思うし、私もそれは説明は全然できていないと思うのです。

○文部科学省 その点で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、この事業を今、予定しておりますのが、補正予算でもって出資をいたしました4大学ということでございます。この4大学は補正予算で1,000億の出資を受けておりますが、その1,000億円をこの出資に活用するということを考えてございます。すなわち、これは公的なお金でございますので、そこは大学がお金を出しただけではなくて、しっかりとこの会社が趣旨に沿った運営をしているかどうかを、どう誰がグリップするかというと、この場合は国立大学法人であろうということ、繰り返しになりますけれども、その投資の専門的な御判断は、この会社の専門家がやりますが、その事業全体として趣旨に沿って行っていただくように、この大学にグリップしていただきませんと、もしこういうことはあってははいけませんけれども、おかしな運用になったときに大学が出資しております公的な資金がどうなっていくのかということもございまして、大学が国から出資を受けたそのお金の使い道を最終的に説明責任を負うのは国立大学法人でございますので、そこには一定のグリップが必要であろうということでございます。

○安念座長 出資をすれば必ずグリップというものが生ずるのであって、新しい法人である必要は全然ありません。

川本さん、どうぞ。

○川本専門委員 その点について若干補足的な質問なのですが、まず前提となる認識として、国立大学とは何かということを考えます。これは法律的にはいろいろな定義づけ、位置づけがあると思いますが、実態としては研究者の方々の集合体であろうというのが1つの実態だろうと私は思うのです。

先ほど利益相反の問題ということで、モラルハザードの問題を投資判断に当たって十分考慮しなければいけないという話がありました。その場合に利益相反とは何かということなのですが、通常、よく研究者の方の個人的な利益、金銭的な利益が優先されないようにという意味で言われることが多いのですが、私はそういう場合はあるかもしれませんが、可能性として高いとは思いません。むしろここで考えなければいけない「利益相反」問題とは、大学というのは研究者の集団ですから、どうしても御自分の論文を出すために研究資金を使いたいというのが根っこにあるわけです。収益を上げるべき投資が、そのためのお金に使われてしまうのではないかと、ところが一番深刻な問題だと思ふのです。

ベンチャーキャピタルとして最終的に事業化をして、ビジネスとして市場価値のあるものに変えていかなければいけないわけですから、そういう意味での構造的な利益相反の問題を十分認識して、仕組みをつくる必要があるのです。それで先ほど来、こちらの先生方がおっしゃっている、要するに大学がコントロールするような主体が投資の運営をするのではなくて、独立した、大学当局とは一線を画した存在の投資会社をやはり募集すべきではないかというご意見は、私もそのとおりだと思います。そこの構造的な利益相反の問題をどれだけ文科省が深刻に認識しているかというのが質問です。官民ファンドのガイドラインの話も出るのでガイドラインを私も読みましたが、これは「運営」に係るガイドラインであって、そもそも今、構造をどうつくるかの議論をしているわけですから、（運営に先立つ）最初の構造が一番大事だと思ふのです。

したがって、私はこのファンドについても、マッチングで民間の投資家が大学よりも多くのシェアを持つファンドというのが一番望ましいと思います。民間の投資家の人がちゃんとリターンを求めるといふ投資家の視点で貫徹しないと、国が出すお金を担う大学は、LPとしての経験が全くありませんし、恐らく失敗するのではなかと懸念しています。そこら辺の構造的な問題についてどれぐらい深刻にお考えになっているかということをお聞きしたいと思います。

○文部科学省 1点目は利益相反に関する御指摘でございました。この4大学を選定した理由としまして、科学研究費の補助金だとか、あるいは企業との共同研究とか、特にそういう実績の高い大学をこの4大学として選んで出資をしておるわけでございますけれども、まず大学本体でもこういった産学連携とか企業との共同研究が、こういった特に4大学進んでおりますので、それぞれ学内に利益相反に関する規定の整備などは一定できていると

思います。それが1点。

それから、今回この事業でこの法律が動き出しまして、この事業ができるようになったときに、この会社の中でも先ほど御指摘もありましたけれども、いわゆる閣僚会議でおまとめいただいたガイドライン、その中でもこの会社の中におきましても利益相反ということをしっかり確認するようなことが求められております。したがって、投資の実行を行うところ、それから、それと連携をしている大学双方で利益相反に関する認識は重要だということは、きちんと入れていけるような仕組みになっていると思っております。また、そういう仕組みにしていく必要があると思っております。

民間投資家のリターンということでございます。特に大学が研究者の集合体で研究者の方々は論文を出すためにお金を使いたいという御指摘がございました。そういう一面はあるのだろーと思っておりますけれども、ここはこの出資をするというのに当たりましては、十分に案件の審査をして、それが事業化できるか。それがこの投資にふさわしいかという観点から、経営上の判断から行っていただくということでございますので、何と申しますか、自分の研究を進めるためにこのお金が出るということはないと思っております。事業化を考えた上で当然ながらこの投資の行為が行われるものと認識しております。

○川本専門委員 申しわけないのですが、先ほどの杉田さんのお話だといわゆる投資事業会社については、その議決権の3分の2を大学が所有するというようになっていくように思うのですが、そういう状態で今おっしゃったようなきちんとした判断ができるとは普通、世の中の人は思わないと私は思っています。

○日本ベンチャー学会 よろしいですか、アメリカはどうなっているのか。先ほど御説明しなかったものですから、私の資料の4ページ目に大学ベンチャーGAPファンドのスキーム案と書いてございます。これは大体アメリカの常識。私は実は昔、海外経済協力基金に向向したときにベンチャーファンドに投資したことがございまして、アメリカのこういうベンチャーファンドのアドバイザリーボードなんかに出席をして、経験をしてきたものですから、常識はこれです。アメリカも同様な問題を抱えます。当然大学とGPあるいはLPとの利益相反問題は抱えるものですが、ではどうしているのかというのはこういうやり方をしています。今回もこういうやり方がいいのではないかと御提案をしたいと我々は思っているものでございます。

まず4ページ目ご覧いただくと、大学法人があつて、それから、当然今回民間の適格な機関投資家の方々もお呼びになられるということで官民ファンドとなっておりますから、当然民間からも出資を募る。官民で民間と大学と出資者でアドバイザリーボードをつくる。投資委員会というよりはどちらかというとアドバイザリーボードと言うのが正確かもしれません。アドバイザリーボードをつくってGPの運営をするLPをアドバイスすることになっています。

そのときに何が起こるかという、実は国立大学法人は我々の考え方ではGPに出資をしない。出資してもごくごくマイナー出資です。1%とごくマイナー出資。例えば監査役ぐ

らいは送れるようにしておくことは必要かもしれません。

ポイントはキャピタルコール方式をとるという考え方です。これはどういうことかという、すなわちどんとお金を最初から出すのでありません。基本的に案件ごと、コールアップキャピタル、この案件で、こういう案件で手を挙げてきてくださいと言われたら、各インベスターが私はこれだけ出しますということ、自分の出資の枠の範囲の中でコールアップするという形になってはいますが、その段階で案件に対する評価がそれぞれの投資家ができることになっているわけでございます。こういうやり方を使ってチェックをすることはある程度可能でございますし、次のページであります、GPの概要と書いてございますが、この中に先ほど申しました資本金1,000万としてTLO、これは大学のTLOがありますが、間接出資ということも可能かもしれません。東京大学と新潟大学はTLOをお持ちになっています、TLOに出すとか、あるいはVCが出すとか金融機関が出すとか、こういう形で案件組成をする。あるいは既存のVC会社をお使いになられるということも当然あるかというような、できればここにも監査役として大学からも1人出しておく。二重のチェックをすることが1つの方法ではないかということでもあります。特に我々はGPの特に報酬のとり方とか、結構問題になりやすいので、そういうところも十分チェックをする必要があるだろうということです。

その後、6ページ目に有限責任組合。新たに有限責任投資事業組合をつくるという形で、基本的にはGPは大体1%+ α ぐらいの、ここに書いてございますが、無限責任組合員への報酬と書いてございますが、管理報酬としては出資額相当の2%、9年目以降は1%、大体相場が成功報酬20%とかこういう形のものをつくっていきましょう。

ですから、多分これはお話をお聞きして、大学の論理と従来のベンチャーの世界の投資のメカニズムの論理とどうしてもぶつかり合う。これはどこかで聞いた話だと思うのですが、TLOのときは同じでございまして、先ほどそういう意味では森下先生がおっしゃられた、やはりTLOの経験からすると、このところをもう少し工夫した出資のシステムを例えばアメリカに学ぶとか、我々これだけが方法であるとは考えておりませんが、何らかの少し学んでいく、勉強していく必要があるのではないかと。従来型ではどうも大学の論理がそのまま持ち込まれると、川本委員がおっしゃられたとおりでいびつな形になるのではないかと懸念をしている。だけれども、ベンチャーキャピタルに勝手に放題させないようにすることも結構大事かもしれませんし、そこら辺の間をどうとるのかというのは大事なポイントではないかと申し上げます。

○安念座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○翁委員 こちらの7ページでガイドラインにあるポートフォリオマネジメントは大学ファンドになじむのかという御指摘があるのですけれども、一方でイノベーションをやっていこうと思うと、全部が全部プラスになるということは難しいわけで、全体としてポートフォリオでプラスになってくればよいという考え方のほうが柔軟な運営ができるように思

うのですけれども、このポートフォリオマネジメントが大学ファンドになじむのかというのは、どういう視点で心配されているのか教えていただけますか。

○日本ベンチャー学会 多分これは大学当局がどれぐらいかわるかにもよってくるのだと思いますけれども、やはりどれぐらいの、特にGAPファンドなものですから、それなりのリスクをここでとらないと恐らく伸びていかないだろうというところでありまして、かつ、どうも手厚くなるのが今回この部分だけなのです。

アメリカの場合って先ほど申し上げましたようにSBRだいろいろなグラントSBIRだいろいろなグラントだ何とかだといろいろメニューがそろっておって、ここも入っている。今回見てみますと非常にベンチャーキャピタルに対して産業競争力強化法では少し税制優遇措置ができたとかありますけれども、そうでなくて、ここだけにまず力を入れてまずやりましょうということになっていると、ここでまたリスクがまたとられなくなると、結構しんどいですよねと。そこがどうもびかびか産業革新機構とか大企業相手に投資ばかりしているところとここは少し違うのではないかと。どこも申しわけないですけども、私が見ている官民ファンドのガイドラインというのは、どうも大企業相手のファンドのイメージではないのか。ちょっと特殊ですよ。このベンチャーファンドというのはどうしても。ああいう一律で議論するには、もう少しきめ細かい、先ほど文科省さんが答えに窮されていた部分にもつながってくるのだと思いますが、少し違いますよね。そこをうまく工夫しないと、どうも済みません。このメンツを見ていると皆さん大企業をよく知っている人たちばかりが議論された人たちだなという感じもしているものですから、ちょっと違うのではないかとということになります。

○翁委員 むしろリスクをとれるようにポートフォリオマネジメントというので、もっとほかの制度でリスクをとれるようにしておかないと、これすら危ういですよという意味でございます。

○日本ベンチャー学会 ここを余り強調し過ぎると投資されなくなってしまう。投資されないと、多分この予算は積んでおかれるだけで財政当局の思い通りになるかもしれませんね。

○文部科学省 なぜ国立大学法人が会社をというところで補足させていただきますと、先ほど不十分だったと思いますので、もともとの考え方といたしましては、既存のものに例えば資金を出すということもあるのではないかとということでしたけれども、我々はこの制度を考える中で検討しておりましたのは、既存のものに資金を提供するというのは、ある意味誰でもできるわけでございます。今回、国立大学法人がその技術力を基盤として、今まで何度も申し上げましたけれども、ベンチャー支援の課題がある中で資金面の課題とか経営面とか技術面の課題を一体的に解決する、新しいこれまでにない仕組みをつくりたいということで制度設計を検討したわけでございます。

そのときに、仮にその国立大学が既存の例えばファンドに出資をできるとしましたときに、それは国立大学でなくても誰でもできる。また、国立大学ならではの役割はそれだけ

ではないのではないかと。誰でもできる出資を国立大学法人がするというのは、国立大学法人ならではのものが生きてこないということもありまして、先ほど申し上げた3つの課題を一体的に解決していく新しい枠組みをつくるためには、国立大学法人が会社に対しても出資をしまして、ファンドについてもそうですけれども、ただし、投資の判断は御心配がありましたように研究者の研究資金になるのではないかとということにならないように、専門家が厳しく専門的、経営的な判断をしていただく。ただし、一方でその事業を、これは公的な事業でございますので、それが逸脱したときにどうするのかということをお考えますと、やはり大学が一定の権限を有するという形で公的な枠組みを担保しようということと、国立大学ならではの関与ということと、国立大学法人が最終的に説明責任を負う公的な仕組みだということの2面からして、このような仕組みを考えたということとでございます。

○安念座長 文科省さんから総額1,000億を投資というお言葉をお使いになりましたよね。総額1,000億を投資したんだと。

○文部科学省 1,000億は国から4国立大学法人に出資として行われております。

○安念座長 出資としておりますね。出資としていながらリターンを求めるといってですね。

○文部科学省 この国から国立大学法人への出資という意味では、これは単なるリターンということではなくて、本来は国立大学法人がこの事業化に向けた研究を企業と一緒にやっていくということを当面支援するということとございました。一方で、このように新たな枠組みをつくるという累次の閣議決定なども踏まえまして、そういった実績も踏まえながら体制強化もしていく中で今、こういった仕組みに移っていくことが可能になったということで、今回法律を提出させていただいて、お認めいただいたということとでございます。

○安念座長 大田議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 杉田さんが今、御説明くださったこの4ページについて、お聞きしたいのは文部科学省さんなのですけども、4ページの図のこの仕組みはいいと思うのです。人件費には直接出資しない。それから、キャピタルコール方式と言うのでしょうか。こういう形の出資というのは非常にいいと思うのですけれども、これについてどうお考えかということと、直感的には今の仕組みは危ないなという感じがするのですが、今後のスケジュールはどうなっているのかということと。

○文部科学省 まず今後のスケジュールから申し上げますと、産業競争力強化法が成立いたしましたしまして、この国立大学法人の出資にかかわる規定は、交付してから6カ月以内で政令で定めるに施行するということになってございます。事務的には6カ月以内ですので来年6月上旬までの間ということなのですけれども、事務的には来年度の当初4月1日からこの新しい制度ができるようにさまざま準備をしていきたいと思っております。その間、関係閣僚会議でおまとめいただいたガイドラインにいろいろ観点が示されてございますので、それを十分踏まえた形で認定とか認可とかの基準もつくり、その間、この閣僚会議の

幹事会などにも御報告し、御指導いただきながら、また、先ほども申し上げましたけれども、文部科学省の中にも官民イノベーション部会というものをつくってございます。そういった有識者の方々の御意見も伺いながら、どういうあり方にしていくのがいいか。整理をした上で4月1日に施行ができたらいいなと事務的には考えてございます。

御指摘のようなさまざまなあり方についても、どういった方向がいいのかというのはそういう有識者の方の御意見も踏まえて考えてまいりたいと思います。

○大田議長代理 杉田さんの案も1つの重要な提案だと思うのですが、こういうものを踏まえて仕組みはいつまでにおつくりになるつもりですか。

○文部科学省 仕組みはこの間、省令をつくりましたり、ここの認定のための指針をつくりましたりという事務的なことがございます。それを完了した上で4月1日から法律が施行できるように、つまり4月1日には早ければ申請いただける体制になるように事務的には準備を進めたいということでございます。4月1日からこの制度が動くように諸準備は急ぎたいということでございます。

○大田議長代理 ではまだ仕組みは決まっていないと見ていいわけですね。変える余地があると見ていいわけですね。

○文部科学省 法律上の枠組みは法律がセットされておりますので、具体的な基準だとか指針などについては今後、整理をさせていただきます。ただ、その上で。

○大田議長代理 3ページをまだ変える余地があるかどうかをお伺いしたい。

○文部科学省 3ページに書いてございますのは、大枠そのような仕組みであろうと考えてございまして、今はそういう形で進めてまいりたいと思っております。

○川本専門委員 認定の仕組みは法律で決めておられるけれども、認定の中身についてはまだ3ページに書いてあることだけが絶対だということではないということですか。

○文部科学省 認定の中身につきましては関係閣僚会議でお取りまとめいただいたガイドラインをしっかり踏まえてつくっていくということでございます。

○佐久間委員 いま一つよくわからないのですけれども、この文科省さんの資料の2ページで1,000億で、例で言えば東北大学に125億円を、これを国が東北大学にお渡しをする。それはワンタイムということなのではないでしょうか。ワンタイムで125億円出した後は出さない。この125億円というのは一旦東北大学に入ると、東北大学はそれは自分たちのお金としてこのプログラムの中で出資に使っていく。その期間というのは限定がない。10年、20年細々とやってもいいし、1年間で125億円出してもいいし、そういうものなのではないでしょうか。国が出すのはこれはちょっとお話を聞いていると助成金というか、そういうものなのか、先ほど安念座長がおっしゃっていたように、いわゆるリターンを求められるものなのかというのもわからないので、その辺を教えていただければと思います。

○文部科学省 文科省の資料の2ページの下の部分だと思います。この大学を合計いたしまして1,000億円個別に内訳を書いてございますが、この金額は既に24年度の補正予算として各大学に交付いたしております。まずは交付いたしております。予算につきましては使

い道がございますので、これは出口戦略として当面事業化を見越した企業との共同研究を進めていただくということでお渡ししたものでございます。一方で、この枠組みができたことで、この出資の事業にも御活用がいただけるということでございまして、今後この予定されている4大学では、こういった資金も活用して制度ができましたならば、施行されて以降、こういった仕組みを整えていかれるものと考えています。

○安念座長 なかなか民間人には理解しにくいところがありますね。

さて、そろそろ時間になってまいりましたが、この手の話については私は経験がございまして、ある大学のTL0を私は1人で設立いたしました。当時はまだ最低資本金の制限のある時代でございましたので、サラリーマンである私1人が発起人となり、私が100%株主となりました。

その大学のTL0は、恐らく国立大学系のTL0の中では成功した。と言ったってただ生き延びていますという程度のことで、要するに生体反応ありという程度のことで、ほかは全部死んでしまったので、それでもまだ成功の部類ですが、もしあれを成功だと言うとすれば、その鍵は幾つかある。

1つは実際に仕事に当たる人間が丸っきり仕事をやめてこれで食っていくという覚悟で来たことです。つまり、公務員がやったり出向者がやれば必ず失敗します。これで食っていくしかないという人間が覚悟を定めて来たというのが第1。

次に、全くの外部者である私が単独の所有者でありますから、こういたしました。私自身は技術に関しても、金融に関しても全くの素人でございますので、経営には一切口を出しませんでした。私が張った金がなくなるならなくなっても、私はそれで首をくくらなければいけないというほどの金ではございませんから、それで結構だと思いました。ただし、私は100%株主ですから、その大学にも経営については一切口出しをさせませんでした。つまり私もしない。大学にもさせない。それと、この道で食っていくしかないというのをマネジメントに迎えたという、もし成功したと言える要因があったとすれば、もちろんあれですよ。その大学の中の技術シーズが豊富だったというのはもちろんですけども、組織のあり方としてよかったのだとすれば、その2つだろうと思います。

ところが、結局どうなったかと申しますと、私の持ち株をその大学が買ったわけです。そのときの論理は私には全く不明でした。つまり、それまではその大学は全くリスクを、つまり投資していないわけですから、リスクを負うことなく多少のキックバックがあったわけで、リスクフリーで利益だけを得るという最もいい状態であったのに、どうしても内部化したいのです。よそ者のその大学の教授でもない人間がオーナーであるということが我慢できなかった。そこで内製化しました。もっともそのときの株式の買い取り価格は非常に率直に申しまして、普通のサラリーマンの生涯所得ぐらいありました。そこで私はある雑誌にとんでもない濡れ手に粟をやった不正な人間だということを書かれました。

そこで私が思ったのは、大学の人間は内製化したいんだということともう一つ、リスクをとるということに対する敬意が非常に低いということをつくづく感じました。はい、た

ただそれだけでございます。どうぞお気をつけておやりになってください。

では、どうもありがとうございました。

(文部科学省、日本ベンチャー学会関係者退室)

○安念座長 それでは、大分時間が押してまいりまして申しわけありません。議題3、エネルギー関連の重点的フォローアップ事項について、事務局より御説明をいただけますか。

○仁林企画官 それでは、お手元の資料3-1、3-2、3-3をお開きいただけますでしょうか。重点的フォローアップ事項の進捗状況でございますが、調査を行う趣旨は、第16回の規制改革会議において再生可能エネルギー、次世代のフォローアップについて、遅くとも本年内にワーキング・グループに報告またはヒアリングを行うといったような取組方針が決定されたことを踏まえて、進捗状況の調査を実施したというものでございます。

調査の方法としましては、実施計画の再生可能エネルギー、次世代自動車に関する項目について、各所管省庁から本年9月30日、つまり9月末時点の実施状況の報告を受けて、事業者の意見などを聞きつつ、必要に応じて修正を行い、事務局において取りまとめたものでございます。

具体的な調査内容が資料3-2と3-3にまとめてございます。これらの資料の見方でございますけれども、真ん中に二重線がございます。この二重線より左側が6月に閣議決定された実施計画そのものでございます。それから、右側が各省における9月までの実施状況と今後のスケジュールということになっております。したがって、左側を適宜ご覧いただきながら右側を御審議いただくという形で御議論いただければと思いますが、相当時間も押していますし、項目もかなり多いものですから、一つ一つ御説明するようなことは避けさせていただいて、ポイントだけ申し上げたいと思います。

結論から申し上げますれば、3-1の3.にございますけれども、実施計画で実施時期が25年度上期というような形で早めに設定されたものに関しましては、実績がないので一部措置済みとなっているもの以外は全て措置済みとなっております。それら以外については一部措置済み、それから、大半は検討中ないしは検討は終わったけれども措置がまだという状況でございます。

いずれにしても、ある意味当然ではありますが、未検討、検討をまだしていない項目はないといった状況でございます。

個別に見てまいりますと、まず3-2の再生エネルギーに関する項目については今年度上期というような形で早めに措置をするというようなものが比較的多く、それらに関する措置は既に基本的にとられているという状況でございます。幾つか例を申し上げますと、1ページ目の3番、風力発電の統括事業場と認め得る基準の明確化については内規の改正を行いましたですとか、あるいは2ページ目にある10番の豊水時における小水力発電の最大貯水量の増量に関する周知徹底を行うという項目については室長通知を出しました、といったような形でございます。

なお、6ページ目の20番で、今年度早期措置となっているものが一部措置済みとなって

おりますけれども、これはアセス手続の中で方法書までしか実績がないということで、今後準備書あるいは評価書の審査を行う際に措置を行いますという趣旨でございます。

今、申し上げたのは早めに実施することになっている項目でございますけれども、実施時期が今年度あるいは来年度までとなっているような項目もございます。これらについては計画で定められた時期までに結論を出したり、措置をしたりすべく、今までのところ審議会を開催したり、あるいは役所内で情報収集したりといったようなところで検討してございます。幾つか例を申し上げますと、1 ページ目の5番、太陽光の発電設備の点検頻度のあり方については、産構審の小委員会で検討されているというようなことでございますし、あるいは3 ページ目の11番、山間部の取水路管理の簡素化に関しては、事業者とのワーキングを開催しつつ、モデルとなるような現地の状況確認などを行っているといったようなところでございます。

いずれにしても、事務局としても各省において期限までに着実に措置がなされるようにフォローをしていきたいと考えております。

続いて資料3-3、次世代自動車の関係でございます。こちらについては2015年の市場投入をにらんで検討したということもありまして、実施時期が今年度いっぱいあるいは来年度以降となってございます。その関係で措置済みとなっているものが2つしかないという状況でございます。具体的には2 ページ目の51番、市街化調整区域に水素スタンドが置けるように明確化するというものと、4 ページ目の62番、車両が盗まれたときの届出の措置を警察庁がされたもののみとなっております。

1 ページ目に戻っていただきまして個別に申しますと、まず1～2 ページが水素スタンドに係る項目でございますが、これらについては安全確保といったような観点からリスク評価、技術的な判断基準などについて検討が行われているということで、期限内の結論あるいは措置を目指している状況でございます。

2 ページ以降が燃料電池自動車に関する項目でございますが、これらについても安全性確認のための調査などが行われていて、今後、期限内に措置を行う予定になっております。ちなみに、幾つかの項目で書かれていますが、国連の基準であるHFCV-gtrが6月に採択されておりまして、これを国内法規に受け入れるための準備も行われているといった状況でございます。

最後に5 ページ目、天然ガススタンドの関係でございますけれども、例えば68番は国際先端テストの実施事項でございましたが、給油取扱所つまりスタンドで天然ガス自動車とガソリン自動車の駐車スペースを共有化するための方策といったものについて検討会を立ち上げましたということで、実施計画に定められた27年の結論に向けたスケジュールが示されているところでございます。

以上、非常に駆け足の説明になって申しわけございませんが、いずれにしても事務局としても今後事業者あるいは所管省庁と連絡を密にしつつ、しっかりとフォローアップを行いたいと思っております。

委員あるいは専門委員の皆様におかれましては、もちろんこの場で御意見あるいは御質問があればお受けしたいと思っておりますけれども、会議終了後もお気づきの点などがあれば、随時事務局に御連絡いただければありがたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○安念座長 これらは当ワーキング・グループ全体の課題でもありますが、とりわけ第1期のときのエネルギー・環境ワーキング・グループが責任を持たなければならないフォローアップ事項でございますので、今、私の単なる思いつきで誠に申しわけないのですが、1月31日にうちのワーキング・グループがありますね。その後できればワーキング・グループ全員の方に御参加いただきたいのだが、第1期のエネルギー・環境ワーキング・グループのメンバーの方には義務としてお残りをいただいて、どういう進捗状況になっているのかをお互い確認して、情報共有をし、また、多くのタマが25年度中に検討とか措置ということになっているので、まだそこまでは債務不履行にはなっていないのだけれども、どういうふうにお尻をたたかかということもあわせて確認しながら、その情報共有のための時間をとらせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。もし可能でしたらそうさせていただきますのでよろしくお願いします。そのときに1つずつまたアイテムを思い出して議論しましょう。

では、今日はこれぐらいにさせていただいて、ちょっとお客さんを待たせるわけにはいかないから、4を後回しにして5をやりましょうか。重点的フォローアップ事項のビックデータビジネスの普及について、余りお待たせするわけにもいかないから、こちらのほうからやりましょう。

(IT総合戦略室関係者入室)

○安念座長 どうもお忙しいところお運びいただきまして、ありがとうございます。

それでは、IT総合戦略室からパーソナルデータに関する検討会についてということで御説明いただけますでしょうか。

○内閣官房IT総合戦略室（瓜生参事官） 内閣官房IT総合戦略室でございます。

私どもから資料5につきまして御説明をさせていただきます。

1 ページ、前日も御説明させていただいたと思うのですが、簡単に検討会の位置づけでございますが、基本的にパーソナルデータの利用活用環境整備を行うために第三者委員会の設置を含む新たな法的措置も視野に入れた見直し方針を年内に策定するというミッションがIT総合戦略本部からおりておりまして、それを踏まえまして下の絵にありますように、パーソナルデータに関する検討会というものを立ち上げました。そのメンバーにつきましては右側にあるプライバシー関係の御専門の学者の先生方や産業界、消費者団体の代表等々の方から来ていただいているところでございます。

論点でございますけれども、2 ページ目でございますが、論点の設定につきまして現状と課題の把握を踏まえて、それで論点を設定した形にしております。詳細につきましては前回御説明させていただいたので、簡単に説明させていただきますが、ポイントとしまし

では3点あると考えておりまして、1つ目が近年のIT技術の進展によりまして、さまざまなデータの使われ方をされておるのですが、それに伴いまして消費者におかれましてはプライバシー意識の高い方々が増えつつありまして、いろんな点で問題等も残っているということでございまして、そういうことに対して企業がどのような対応をとればそういうプライバシー保護が十分かということが判断できずに、なかなか活用が委縮されているのではないかと1つの問題意識があります。

そういうことがありまして2つ目でございますけれども、優れた企業につきましても委縮されるわけですが、その原因は何かといいますと、やはり個人情報保護法の現行法におきまして個人情報の定義の曖昧さ、どのような匿名化措置をすればいずれにしろ個人情報がなくなるとかなくならないとか、そういうところにつきましてはなかなか明確になっていないということがあると思いますので、そういうところと、さらに個人情報の扱いに当たりまして、法律で利用目的の拡大ですとか第三者提供に当たりまして、さまざまな手続が規定されているわけですが、それについてもなかなか明確な形でわからないということがあるかと考えております。

さらに企業活動がこれからいろんな利活用をすることによって、経済活動をして日本の経済発展につなげるような活動をしてほしいわけですが、そうすると国内にとどまらず、海外にわたってもそのようなデータの充実をさせて活動することが必要なわけですが、現行法につきましては特に欧州から規制が不十分であると言われておりまして、欧州からなかなかデータを持ってくることができないという問題意識がございます。それにつきましてもどのような対応をするかというのを考えまして、右の論点でございますけれども、基本的な枠組みをどうするかという話と、利活用のルールの中身をどうするかという話と、実際に保護を有効に機能させる仕組みとして、民間の仕組み、独立した第三者機関の仕組みをどうするかという話と、最後そのルールに違反した場合に罰則をどうするかという論点につきまして、当方の検討会で検討を始めたわけでございます。

3ページ、これまで5回検討会をしております。9月2日に始めまして、このときには先ほどの論点を提示させていただきまして、その後で各委員の方々からそれぞれ全部ではございませんけれども、各論点につきまして御意見なり御報告をしていただきました。

それを踏まえまして、11月22日のときにパーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針の事務局案というものを提示させていただきまして、その後、各委員の方々から御意見をいただきまして、必要な修正を行い、先日12月10日におきましてパーソナルデータに関する検討会としての決定案として、パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）というものを決定させていただいているところでございます。

その中身でございますけれども、それが4ページ目でございますが、先ほどの論点を踏まえて少し方向性を出す形でまとめとしてやっているところでございます。

まず背景、趣旨でございますが、これは先ほど申し上げた問題点をほぼ写した形になっておりまして、1つ目と2つ目の○でございますが、そういう個人情報保護法制定当時に

は想定されなかった利活用が情報技術の進展により行われるようになってきている一方で、消費者のプライバシー意識が高まっています、事業者についても非常に困っているという状態にあります。さらに企業活動がグローバル化する中で、国境を越えた情報の流通が極めて容易になっておりますので、その国際的な調和の必要があるということで、こちらで新たな個人情報保護法制をどのような形で展開するかという方向性としまして、3つ目の○でございますが、これが基本的な考え方なのですけれども、個人情報保護及びプライバシー保護を前提としつつ、パーソナルデータの利活用により新ビジネスや新サービスの創出と既存産業の活性化が促進する。さらに公益、医療等が言われておりますけれども、そういうところに対してもちゃんと活用できる環境を整備するというのをまず置いております。

注意する点としましては、事業者の負担に配慮しつつ、さらに国際的に見て遜色のない利活用ルールの特化と制度見直しを進める必要があるだろうとまとめているところでございます。

2番の方向性ですけれども、基本的には3.の見直し方針事項を簡単にまとめた形になっておりますので、飛ばさせていただきます、3.の個々の中身につきまして順番に説明させていただきます。

まず1つ目でございますけれども、第三者機関はヨーロッパで言うとプライバシーコミッショナーとなっておりますが、その設置についてまず書いております。特に欧州から国際整合性の不十分さといえますか、その論点としてまず挙げられるのが特別な第三者機関が日本にはないということが言われておりますので、それにつきましても設置する方向で検討する形で書かせていただいております。

第三者機関の業務の中身でございますが、まだ検討中でございますけれども、1行目の最後から書いてございますが、分野横断的な統一見解の提示ですとか事前相談、苦情処理、立ち入り検査、行政処分の実施などを迅速かつ適切にできる体制を整備することにしております。

この背景は主務大臣がそれぞれ各分野に応じてやっておるのですが、それについて対応が遅かったり不十分だったりするところにつきまして、分野横断的に対応する体制をとろうという話で書いているところでございます。

さらにつくり方でございますけれども、次の黒ポツにあります、来年1月から社会保障・税番号制度におきまして特定個人情報保護委員会というものが立ち上がる予定でございますので、第三者機関を複数つくるというよりは、今あるいわゆる社会保障・税番号法における第三者機関の機能、権限の拡大、拡張をまず主眼に置くべきではないかと置いております。

それに当たりまして先ほど申し上げましたけれども、この第三者機関と現行の主務大臣とその中の機能、権限等をどう整理するかというのが必要になってくると考えているところでございます。

2つ目でございますが、これはなるべくデータの利活用を促進するためのものではないかということで置いているモデルでございます。そのまま申し上げますと、現行の個人情報ではなくて、それをある程度いわゆる匿名化等の処理を過去行いまして、個人が特定される可能性を低減した個人データというものに対して、当然のことながら個人情報とプライバシー保護への影響を留意しつつ、ただし、原則個人情報の利活用は同意原則でございますが、それについて同意原則の例外というか、それを外した形の新たな類型を創設しまして、その保護に属するデータを取り扱う事業者、元のデータを持っている提供者側とそれを受け取った事業者側それぞれにつきまして負うべき義務というものを法定してはどうか。こういうことをすることによって利活用のルールが明確化されて、企業側もある程度安心してといいますか、わかる形で利活用が進むのではないかという形を考えているところでございます。

3つ目でございますけれども、これもEU等との国際的な整合性の関係のために必要な事項だと言われているものにつきまして、幾つか並べております。

1つ目でございますけれども、国際的な諸外国の制度との調和といいますか、それにつきまして海外事業者に対する国内法の適用をどうするか。噂によりますとEU等はGoogle等の米国企業に対してUE域内で活動する場合に、違反した場合は課徴金を適用するなりいろいろそういう対応していると聞いておりますので、そういうものをどう考えるかということと、第三者機関による国際的な執行協力みたいなものについてどう考えるかというのもまず抜けているところでございます。

5 ページ、他国への越境移転の制限ということで、いろいろこれから今後データが国境を越えて流通するわけですが、もしかするとパーソナルデータの保護が十分でない国に対して、日本人というか我が国の貴重な個人情報が流出しているんなことに使われるというのを、そういったことを制限する必要があるのだろうと考えておりますので、それについてどうするかというのを検討することとしております。

開示、削除のあり方ですけれども、いわゆる個人情報でございますので、企業がそれを取って使うに当たっても、ある程度個人に対する本人の関与といいますか、その体制をどうとるかということでございますが、現行法におきましてこういう開示ですとか訂正とか利用停止ということを一応できることにはいるのですけれども、なかなか実は確実にそれがちゃんとできているかといいますと、ある裁判でも発生したのですが、なかなか事業者規制というのはうまく機能しておりませんで、それについて確実に履行できる手段というのをもう一度ちゃんと考えるべきではないかと書いているところでございます。

ルール作りと仕組みの構築でございますけれども、先ほど申し上げた第三者機関の行政処分等に全て対応することもあります。さらに違反した場合の罰則についても現行法におきましてはやや不十分な点もございますので、それについてどう考えるかというのを検討する予定でございます。

個人情報の規模が小さい事業者ですけれども、今では半年間で5,000件以上のデータを持

たないと法律の適用除外になっておるのですが、実はヨーロッパにおきましてはこういう数切りといいますか、それがあると、それ自体でEUから見ると不十分だと言われております。一方、最近アメリカのFTCが出したレポートによりますと、FTC側は逆にこの5,000人要件を新たに持ち出してきていまして、5,000人以下でセンシティブでない情報を持っていて、第三者に提供しない場合は規制の適用から外すという話もございますので、そういうEUとアメリカ側の態度が違うのですが、それについてどういうふうに関日本として取っていくかというのを考えながら、検討する必要があると考えているところでございます。

続きまして、行政機関、独立行政法人、地方公共団体の個人情報の扱いでございますけれども、現在の個人情報保護法制におきまして一般法としての個人情報がありますが、それで事業者規制しかしておりませんで、行政機関、独立行政法人におきましては別の個人情報保護法が存在し、また、さらに地方公共団体におきましては条例ということで整理されておりますが、検討会の中で1つ議論になりましたのは、医療情報につきまして例えば国立病院とか県立病院とか市立病院とか私立病院なんかでそれぞれ患者様がかかった場合、医療情報をやりとりしようとするすると、それぞれの規制がばらばらでございますと、都度調整しながらやる必要がございますので、そういうところでなかなかうまく活用できていないという話が1つわれております。

さらにもう一つあるとしまして、それにつきましては2行目の分野ごとに優先順位をつけつつということで踏まえておるのですが、その前の第三者機関の機能、権限の国際整合性という点におきましては、特にヨーロッパでございますけれども、この第三者機関が事業者だけでなく行政機関とか地方公共団体に対しても、ある程度監視を効かせるというのが必要だと言われておりますので、そういうような状況も踏まえてどう考えるかというのをこれから検討する予定でございます。

最後4つ目でございますけれども、その他でございますが、保護の明確化につきましては一応パーソナルデータの保護、これから個人情報保護を検討するに当たりまして、どういう視点でやるかということでございますが、これまで保護というのがかなり強調されたという反省を踏まえまして、まず公益性の観点を踏まえつつ、保護と同時にちゃんと利活用を促進するというのを打ち出そうというのを考えているところでございます。

保護されるデータの範囲でございますけれども、現行の個人情報というものの解釈にもありますけれども、それが範囲がやや適切でなくて、もう少し広い範囲でやるべきではないかという議論がございまして、言い方を1行目にあります実質的に個人が識別される可能性を有するものという形で書いているのですけれども、現行では個人情報は個人を特定されるという話をしていますが、もう少し広くやるべきではないかという議論もございまして、そういうものをどう扱うかという話と、欧米なんかではございますが、日本だといわゆる個人情報は非センシティブ、センシティブ合わせて1つの類型しかございせんが、センシティブデータについては新たな類型ワーキング設けて対応すべきではないかというものの検討をしたいと思っているところでございます。

最後でございますけれども、先ほど新類型もございましたが、別途ルールに当たりまして利用目的の拡大ですとか、第三者提供においてどのような形で本人同意原則の例外規定なりをどう考えるかにつままして考えるという点と、とは言いながら一方でプライバシー保護をきちんとさせるために、ヨーロッパではPIAと言っていますけれども、その制度をどう考えるかということにつままして検討する予定でございます。

今後のスケジュールでございますが、来年6月までに今の見直し方針に基づきまして、法律の大綱をまとめまして、再来年の通常国会での法案提出を目指すこととする予定でございます。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。要領よく御説明いただいて大変助かりました。

それでは、皆様方から御指摘がありましたらどうぞ。

これは個人情報保護法を改正するということが当然に含まれているミッションということでございますか。

○内閣官房IT総合戦略室（瓜生参事官） まだ中では調整中ございまして、明確に言えませんけれども、少なくとも検討会の中では明確に現行の個人情報を改正して、対応すべきだと言われているところでございます。

○安念座長 ほかに何か。

これもまだこれからの議論でしょうけれども、何となく今のお話を承っていると個人情報と個人情報でないものに、さらに第三の類型が加わるようにも聞こえました。個人情報というのはつまり個人識別可能性のある情報ということですがけれども、それと個人情報でないものと、個人が特定される可能性を低減した個人データという、何か3類型ができるかのようなちょっと見の印象ですけれども、そんな感じなのですか。

○内閣官房IT総合戦略室（瓜生参事官） まだ議論中でございますけれども、1つ議論としまして、このパーソナルデータの下に技術検討ワーキングというものをやっていたのですが、その中でそういう現行の個人情報でない匿名化された情報があるかないかという議論をさせていただいたのですが、結局、最近のIT技術の発展などを考えますと、本当にそれが個人が識別できないとまで言えるような情報は恐らく存在しないであろうという結論がありまして、ただし、ある程度特定がされていないけれども、識別ができるとか、特定も識別もされていないという、そういう低減されているようなものにつまましては、本当の個人情報のような厳しい規制ではなくて、ある程度その規制を緩めた価値で利活用を促進するのが適切ではないかという話もございましたので、少なくともそういうきちんとしたちゃんと本人同意を原則としながら規制するような個人情報というものと、もう少し規制を緩めたような低減された情報というものという2類型はまず存在するのだろうなと思っております。最後その本当に個人情報、それにも外れるような自由に使っているような情報があるかないかにつまましては、少なくとも技術検討ワーキングでは現在では考え

づらいという話の結論に至ったと認識しております。

○中原参事官 事務局から補足的に質問させていただきたいのですけれども、そうすると提案、ここにある個人が特定される可能性を低減した個人データというのは、法的には個人情報という位置づけのままで第三者に提供するということが書いてあるのか、そうでないのかという点はどういうことなのですか。適用除外の例外と書いてあって。

○安念座長 そこは私も興味があるところで、個人情報が個人情報のままで、しかし同意なしに第三者に提供されるという類型ができるのか。それともある種の技術的あるいは法的措置をとることによって、つまりアメリカで言うDe-identificationですね、de-identificationの措置をとることによって、それまで個人情報であったものが、個人情報であることをそもそもやめてしまうという構成である。中原さんがおっしゃることはそういうことでしょうか。そういう頭の整理なのか。頭の整理だけと言ってしまえばそうなのだけれども、それはどうなのでしょう。

○内閣官房IT総合戦略室（瓜生参事官） まさに大綱に向けて今後検討する必要があると思っておるのですけれども、ある方との議論、個人的な見解も含まれますが、実は今の現行の個人情報というものの自体が不十分で、それを拡大するという話も別途あるものですから、そうすると多分2通り考え方があっておまして、現行法の個人情報というものがまずあった上で、新しい個人情報とは言い切れないかもしれない、現行法の個人情報では言い切れないかもしれませんが、ある程度そういう保護の必要性があるような特別な類型について、やや規制強化的に1つ類型をつくって、それを規制するという考え方もありますし、一方でもともと個人情報は小さ過ぎたという概念がありますので、本当は個人情報をもっと本来大きな概念だという、本当はここまで規制してはいけないという言い方をされるのですけれども、だけれども、それをすると規制が厳し過ぎるので、ある一定につきましては規制を緩和するという言い方もあるのではないかという話がございます、個人情報をどういう形で最初定義するかということについて、議論が必要かというふうに考えているところでございます。

○滝座長代理 検討会に私も参加しているのですが、要するにIT利活用にはものすごいポテンシャルがあるという中で、特にこの個人情報に絡む議論があるわけです。個人情報保護もありますけれども、社会的な利便性も保護しなければならない。そこにはビジネスが生まれ、そのビジネスをやる権利みたいなものもあって、それら3つのバランスの中で、第三者機関が国民が受けるべき利便性等とのバランスを見ながら判断する。第三者機関は、ヨーロッパ方式かアメリカ方式かということもこれからの検討ですけれども、そのようなことです。このIT利活用がもたらす国民にとっての利便性の大きさを、特に医療などはひとときわ大きいわけですけれども、そういうことを期待して全員賛成というようなことで、まだ何も決まっていないという要素もあるのですが、現在の個人情報保護法が少し変わる形になるかもしれない。第三者の機関に判断させて、消費者団体も非常に利便性を期待できるので前へ進もうということをお皆が一応合意したところでございます。

○安念座長 なるほど。補足していただきました。よろしゅうございますか。

この点はビックデータビジネスとの関連で非常に重大な、恐らく日本としてはこのビックデータビジネスに乗れるかどうかの瀬戸際に来ていると思いますので、当会議としては大変に重要な問題として関心を抱いておますので、今後ともIT総合戦略室さんにいろいろ教えていただきながら、当方の意見をもできるだけ反映させていただけるように連携をしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

その中で特に当ワーキング・グループといたしましては、やはり類型を多く設けるといのがビジネスにとって決して望ましいことではございませんので、でき得れば個人情報であるか個人情報でないかという2分類にできるだけ統合していただくのがいいだろうと思っております。

それから、de-identificationのやり方ですが、これはまず技術の基盤、技術的に個人識別可能性をなくすということが、あるいは極限までなくすということは当然のことですが、今、参事官御指摘のように、それだけで今度はre-identificationの可能性をゼロにするというのはおよそ無理なことだと思いますので、そこではやはり契約その他の法的な手法を使う。こういうことが当然望まれるだろうと思うし、その場合、余りにスペックでがっちりかためるのは技術の進展やビジネスモデルの進展からして現実的ではございませんので、FTCのガイドラインは金科玉条だとは申しませんが、ある程度性能基準で規制せざるを得ないだろうというふうにも思いますので、その点も含めまして今後とも協議をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○内閣官房IT総合戦略室（濱島参事官） 要望としては承りました。

○安念座長 では、今日は御多忙の中どうもありがとうございます。今日のところはこれでおしまいとさせていただきます。

（内閣官房IT総合戦略室関係者退室）

○安念座長 それでは、最後にIT関連を簡単に御説明いただきましょう。

○柿原参事官 それでは、事務局から御説明いたします。資料4をご覧ください。こちらにつきましてはIT総合戦略本部で、年内にIT利活用の裾野拡大のためのアクションプランをつくることになっておりまして、その作業が今、進んでおります。途中の状況は各委員の方々にメールで御連絡しているとおりでありますが、本ワーキング・グループでは11月22日に検討状況を御報告して御議論いただいて、そのときに安念座長に今後の取り扱いについて御一任いただいております。その後、安念座長と御相談しながら関係省庁との調整を行い、さらに今月5日のIT総合戦略本部の分科会に報告しております。その後、IT総合戦略本部の内部の手续が進んでおりまして、月内に本部決定があると聞いております。

当ワーキング・グループといたしましては、今、資料4にあります10項目につきまして、当ワーキングの取りまとめとする方向で御議論いただければと思っております。

内容につきましては1枚おめくりいただきまして、例えばクラウドディアサービスの実現のための規制の見直し、1でございますが、これは当ワーキング・グループで直接御議

論いただいたテーマでございます。そのときは担当は文化庁なのですけれども、議論はしているけれども、いつまでに結論を出すのかを明示していただけなかったのですが、この措置の概要も、十分なものではございませんけれども、関係者間の合意を得られることを前提に26年度のなるべく早い時期に結論を得るということで、少なくとも何らかの旗は立てて議論を進めていただくということですか、1つ飛ばしまして、これはホットラインのほうで上がってきた項目の1つでございますが、いわゆる電子教科書です。教科用図書について無償配布の対象に電子版もしてくださいということなのですけれども、こちらにつきましてこのタイミングで遅いのではないかと御議論は十分あるかと思うのですけれども、26年度までに課題を整理し、28年度までに導入に向けて検討を行うということで、一定の期限を明記していただきました。そういった項目を始め、ワーキング・グループで直接御議論いただいたテーマあるいはホットライン等から寄せられたテーマにつきまして、現在この10項目についてまとめているということでございます。

なお、本ワーキング・グループで御議論いただければ、御連絡していたとおり20日に本会議がございますので、規制改革会議の意見とさせていただければと事務局では考えております。

以上でございます。

○安念座長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。この点は事務局の諸君にも随分汗をかいていただいたところでございますが、結局、霞ヶ関文学はこうなるなということです。そういう感想。

一応これでIT戦略本部のほうに上程する方々、今度の規制改革本会議のほうにもこういうことで御報告をさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

○佐久間委員 1点だけ。今の3番、教科書の話は法律の改正が必要なものなのでしょうか。ではないと考えていいのですか。28年度導入ということで法律改正になるとそれなりに時間を考えないと。

○柿原参事官 今の立て付けは学校教育法のほうに紙ベースを前提とした記載がありますので、法的に本当に改正が必要かどうかは別として、その可能性はあるということと、もう一つは教科用図書だけではなくて、デジタル教材一般を踏まえ、文部科学省としては全体に電子化を進めるということでやっておられるという、その全体の期限に合わせてということでございます。

○安念座長 たしか学校教育法には教科用図書という言葉があるわけで、別にそれは紙ベースでなければならない。それは当たり前ですね。学校教育法は昭和二十何年にできたのだから、そんなのそもそもないのだけれども、図書と言って（電子何とかを含む）と書いていないから紙なのだろうという何となしの合意なのではないですか。

○柿原参事官 今、座長がおっしゃったことだと思いますので、必ず改正しなければいけないかどうかはそれ自体が議論の対象だと思います。

○安念座長 ということでございます。

では、今後の予定について事務局からどうぞお願いします。

○大川次長　また次回のワーキング・グループにつきましては、後ほど事務局から御連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

○安念座長　済みません、私の不手際で大幅に超過してしまいまして、お忙しい先生方を拘束してしまって申しわけございませんでした。今日はどうもありがとうございました。